

天野・片岡・長谷川・藤田・渡辺編

『マルクス主義法学講座』② マルクス主義法学の成立と発展

(日本評論社、一九七六年六月)

120

第四章第一節 「初期コミンテルンにおける国家と革命」

——ソヴェト権力の展開と統一戦線論の形成——

119

第二節 「コミンテルン第七回大会の国家像」

——ファシズム認識と統一戦線「人民戦線論」——

加藤 哲郎

(名古屋大学法学部・政治学)

第四章 コミンテルン・反ファシズム闘争期の国家論

第一節 初期コミンテルンにおける国家と革命

——ソヴェト権力の展開と統一戦線論の形成——

一 はじめに——対象と方法の限定

本節および本節では、コミンテルン（共産主義国際会議、第三国際会議、一九一九—一九四三年）の国家論を、主として統一戦線論の形成・確立という観点から概括する。これまで述べられたマルクス、エンゲルス、レーニンの時代の国家・法理論を前提とし、ソ連邦における社会主義国家・法理論の形成過程を念頭におきつつ、一九二〇—一九三〇年代の国際共産主義運動が、国家論における民主主義と社会主義の関係をいかに認識し、これを国家変革論⁽¹⁾、革命論としてどのように構築していったのかが、ここでの主要な課題意識である。西欧先進資本主義国の統一戦線論を主要な対象に与えるのは、ほかでもないこの理論の形成・展開が、マルクス、エンゲルス、レーニンの時代の国家論と今日のマルクス主義国家論の発展段階を架橋する、独自の歴史的意義を有すると思われるからである。

紙数の制約上、法と法学の問題、国家の本質論、歴史論、経済過程、政治過程の具体的、歴史的展開は一切捨象し、認識主体としてのコミンテルンについては、その公式報告・決議、決定を中心に扱い、各国支部⁽²⁾、各国共産党内での論争、指導的理論家、理論潮流などへの言及は、最小限に留める。ファシズム論や、「スターリン現象」の諸問

題も、副次的にのみ扱われるものとする。

(1) コミンテルン史全体の現在の研究水準を示すのは、IML b. ZK d. KPdSU: Die Kommunistische Internationale, Kurzer historischer Abriss, Berlin 1970 (通称M上研(村田陽)訳)『コミンテルンの歴史』上下、大月書店、一九七二年、IML b. ZK d. SED: Studien zur Geschichte der Kommunistischen Internationale, Berlin 1974; Milos Hajek: Storia dell' Internazionale comunista (1921-1935), Roma 1969. など。

そのほかに Franz Borkenau: The Communist International, London 1938 (F. ボルケナウ(佐野・鈴木訳)『世界共産党史』合同出版、一九六八年)、C. L. R. ジョームズ(対馬・塚本訳)『世界革命 一九一七—一九三六』風媒社、一九七一年、W. Z. フォスター『三つのインターナショナルの歴史』大月書店、一九五七年、P. タット(佐野健浩訳)『世界社会主義運動史』上、合同出版、一九六六年、ソヴェト大百科事典(大橋國太郎訳)『インターナショナル小史』国民文庫、一九五四年、A. クリジメル(野沢・秋沢訳)『インターナショナルの歴史』文庫クセシニ、一九六五年、Georges Cogniot: L'Internationale communiste, Paris 1969; Julius Braunthal: Geschichte der Internationale, Bd. 2, Berlin 1963; 山辺健太郎『コミンテルンの歴史』新興出版、一九五〇年、津田・久坂・野村『現代共産主義史』上、合同出版、一九六二年、などの通史、および、ソ連邦科学アカデミー(高山林太郎訳)『コミンテルン小史』刀江書院、一九六九年、IML b. ZK d. KPdSU: Die Kommunistische Internationale und ihre revolutionären Traditionen, Berlin 1970; 吉村勲『国際共産主義運動の展開と課題』(『現代帝國主義講座』Ⅲ、日本評論社、一九六三年、所収)、菊池昌典『世界革命とコミンテルン』(『歴史としてのスターリン時代』筑摩書房、一九六六年、所収)、岩村登志夫『ソ連邦におけるコミンテルン研究』(『歴史学研究』四〇二号、一九七三年一月)、トリアツティ(石堂・藤沢訳)『コミンテルン史論』青木文庫、一九六一年、などの研究、参照。

本稿で用いる資料は、主として近年イタリアの Feltrinelli 社から復刻されたコミンテルンの諸文献で、主裏にはドイツ語版プロトコール、決議、決定案、機関紙誌を参照したが、そのほかに Jane Degras (ed.): The Communist International 1919-1943, Documents, Vol. I-III, London/New York/Toronto 1956-65 (J. デグラス編(荒畑他訳)『コミンテルン・ドキュメント』第一〜三巻、現代思潮社、一九六九—七二年)、Hermann Weber: Die Kommunistische Internationale, Hannover 1966; IML b. ZK d. SED: Der I. und II. Kongress der Kommunistischen Internationale, Berlin 1959; 中村丈夫編『第三インターとヨーロッパ革命』紀伊國屋書店、一九七五年、なども併用した。

これら基礎資料については、村田陽「コミンテルン文獻蒐集書」(『歴史学研究』四〇二・四〇四・四〇六号、一九七三年一月・七四年一・三月)、石堂清倫「コミンテルン史料について」(『イタリア國報』一九六七年二月五日)、石堂「コミンテルン史料走り読み」(『社会思想』二卷三号、一九七二年一月)など参照。いまだ出典を挙げない場合もあるが、邦訳のあるものはそれをも利用しつつ、可能なかぎり原文から訳出している。

(2) 本稿では、コミンテルンの膨大な資料、文献の中から、統一戦線論史という特定の視角から、特定の決議、決定、論文、発言等が抽出され、政治理論として整理される。このような方法は、スターリン『レーニン主義の基礎』に典型的にみられるように、ある種の一面性はまぬがれえないものとなる。しかし、戦間期における国際共産主義運動の統一組織であるコミンテルンの理論を分析の対象とする以上、特定の政治指導者や理論家の思想体系、理論体系のみをとりあげるべきではなく、実践の立場からつくられた公式の諸文献の具体的な政治認識——その多くは、非体系的で非論理的である——をまず問題にし、その基底に流れるより理論的なもの(ここでは民主主義観や社会主義国家観)を把握してゆくという手続きはさけられない。本稿はしたがって、國家論史そのものではなく、國家形態論史ないし革命形態論史の次元に属している。

92 X 19 X

二 民主主義とプロレタリア

— コミンテルンの創立理念

コミンテルンにおける國家理論上の出発点は、ロシア革命直後のレーニンの國家論(『警教者カウツキー』など)およびコミンテルン創立大会(一九一九年三月)の諸決議に示されている。その國家論に関わる時代認識は、レーニンの端的な表現によれば「ブルジョア民主主義からプロレタリア民主主義への、ブルジョア ~~革命~~ からプロレタリア ~~革命~~ の世界史的転換」であり、創立大会決議「ブルジョア民主主義とプロレタリア ~~革命~~ について」のテーゼは、①市民の平等の実現、②勤労大衆の統治参加、③プロレタリアートの武装とブルジョアシーの武装解除、④プロレタリアートの指導的役割の実現、⑤ブルジョアの國家機構の粉砕、⑥「勤労者の大衆諸組織を常時確実に國家の統治へ参加させることによってあらゆる國家の完全な死滅をただちに準備しはしめる」

第四章 コミンテルン・反ファシズム闘争期の國家論

等の諸点から、プロレタリア独裁の進歩性・必然性、ブルジョア民主主義の制限性・欺瞞性が強調されていた。同時に、帝国主義世界戦争は「ブルジョア民主主義の真の性格を選んだ労働者の目にさへ決定的に明らかにした」ので、「こういう事態のもとでは、プロレタリアートの独裁は……正当であるばかりでなく……労働大衆全体にとって絶対に必要である」と述べ、戦後の革命的危機のもとで「多くの西ヨーロッパ諸国で革命が急速にやってくることも大いにありうる」という見とおしが示されていた。

まず、プロレタリアートが国家権力を奪取し、旧国家機構を粉碎し、労働被搾取大衆を統治に参加させ、国家の死滅をたまたちに準備すること——これが創立時のコミンテルンの国家論であり、そのプロレタリア独裁は、ソヴェト型 すなわち「最も民主的な共和国にもかかわらずこれに近いものさえなかつたほどに民主主義的権利と自由を実際に行使する可能性を与える」権力を樹立することであった。西ヨーロッパ共産主義者の任務は「ソヴェト制度の拡大」であり、レーニンでさえ「まもなくわれわれは国際ソヴェト共和国の誕生を見るであろう」と述べていた。

- (1) レーニン「ハンガリーの労働者へのあいさつ」(一九一九年五月) 邦訳全集(大月書店版)・第二九巻・三九一頁。
- (2) Der I. Kongreß der Kommunistischen Internationale, Protokoll der Verhandlungen in Moskau vom 2. bis zum 19. März 1919, Hamburg 1921, S. 115-130 (レーニン「ブルジョア民主主義とプロレタリア独裁」についてのテーゼと報告)(コミンテルン第一回大会採択・一九一九年三月) 全集・第二八巻・四九〇頁以下。なお、以下でのコミンテルンに関するレーニンの言及については、IML & NK d. SED: W. I. Lenin über die Kommunistischen Internationale, Berlin 1969 を参照した。
- (3) レーニン「ソヴェト権力の成功と困難」(一九一九年四月) 全集・第二九巻・七六頁。

三 プロレタリア独裁とそのソヴェト形態

——晩年のレーニンとロシア・ソヴェト

コミンテルン第二回大会(二〇年七八月)は、「政治生活の重心は今や完全にまた終局的に議会の範囲の外に移った」として「共産主義は将来社会の形態として、プロレタリアートの階級独裁の形態として、議会主義を拒否する」と宣言し、これに「ソヴェト共和制」を対置した。ロシアにおけるソヴェト権力は、ペリ・コミニンの伝統を引きついで、プロレタリア独裁の「歴史的に与えられた形態」であり「歴史的基礎形態」とされた。「加入条件ニカ条」や「規約」で、第二インタナショナルや中央派と区別されるコミンテルン諸党の基本原則とされたものも、このソヴェト形態でのプロレタリア独裁の承認であった。

しかし、西ヨーロッパの革命も、資本主義の包囲のもとでのロシア・ソヴェト権力の展開も、創立大会当時に想定されたようには進まなかった。「帝国主義戦争を内乱へ」のスローガンのもとにヨーロッパ革命の「序曲」となることを期待してロシアの革命を勝利に導いたレーニンは、戦後の新しい条件のもとで、世界史上初のプロレタリア独裁の権力を維持・運用しつつ、ロシアの経験を生まれたばかりのコミンテルン諸党に伝え、世界革命の展望を新たな形態で探究してゆかなければならなかった。次項でみる初期コミンテルンの多数者獲得・統一戦線・労働者政府の理論も、その創設者であり指導者であるレーニンの強力な支持と援助なくしては、コミンテルンの一般方針とはなりえないものであった。また、ヨーロッパの資本主義諸国家の変革革命の理論と、生まれたばかりのロシア・ソヴェト国家の維持・発展の理論とは、レーニンの世界革命と国家の死滅と共産主義社会の実現という長大な展望の中にあつて、実践的には深く結合し、相互に依存・規定しあふ関係にあつた。この視点にかかわるかぎりでは、以下に、晩年のレーニンの社会主義国家論とロシア・ソヴェト国家論を簡単に検討してみよう。

第一に、世界革命の展望は、コミンテルン一年の活動で若干の修正を余儀なくされる。ハンガリーやバイエルンのレーテ(ソヴェト型政府)も短命に終り、「世界史的な意味では……ブルジョア議会主義の時代は終わり、プロレタリアートの独裁の時代がはじまっている。……だが、世界史の単位は数十年である。……実際政治の間

第四章 コミンテルン・反ファシズム闘争期の国家論

題で世界史的な尺度をもたすことは、はなはだし理論的誤りである。」したがって、目標としての「世界ソヴェト共和国」は、「プロレタリアートの革命」を一国的なものから国際的なものに転化させるある程度、長期のプロセスとしてとらえ直される。⁽⁵⁾ ヨーロッパ革命の敗北のもとで、干渉戦争・内戦を独力で勝利しぬき、戦後帝国主義諸国間の矛盾・対立を利用しながら、ロシアにおける一国社会主義建設のコースを選択せざるをえなくなる。

第二に、ロシアの経験は「革命期に権力を獲得することは、この権力を正しく利用する能力をもつことよりもずっとたやすい」ことを示した。⁽⁶⁾ その強力の側面「ブルジョアジーの反抗の抑圧」に力点をおいていたプロレタリア革命の本質と機能についての説明は、「ブルジョアジーの本質は暴力ひとつにあるのでもなければ主として暴力にあるのでもありません。その主要な本質は……プロレタリアートの組織性と規律にある」として、⁽⁷⁾ その社会主義建設の任務、教育的機能が強調されてゆく。

第三に、プロレタリア革命のソヴェト型については、パリ・コミューンの後にロシアの運動が「発見した」社会主義国家の方向への「第二歩」としての歴史的・国際的意義を強調し、革命直後の「憲法制定議会についてのテーゼ」で述べた「いっそう高度な型の民主主義制度の形態」、「社会主義への最も苦痛の少ない移行の形態」としてのブルジョア議会制に比しての優位性を確信しつつけたが、このことは、ロシアに現存するソヴェト国家をそのまま国際的模範に仕上げることを意味しなかった。「背教者カウツキー」におけるロシア・ソヴェトを「民族的に特殊な形態」とする見方は基本的にはけつがれ、コミンテルン創立大会では「すでに実際につくり出されているプロレタリア革命の形態」としてロシア・ソヴェトとともにドイツのレーテ、イギリスのシヨップ・スチエード委員会が併記され、⁽⁸⁾ その後も「ソヴェト制度とプロレタリア革命のあらゆる形態」が探究されつつける。ロシアに現存するソヴェト国家は、帝国主義世界戦争の中から生まれた、強力革命しかありえない当時の国際的力関係と民主主義の水準（それは、イギリスにおいてすらようやく一九一八年に婦人参政権が認められたばかりであ

ったものとして、住民大衆の統治参加を保障する「民主主義の世界史的な新しい型の成立」ではあるが、プロレタリア革命の歴史的形態であるとともに、その特殊ロシア的・民族的形態でもある、二重の形態性をおびたものとして把握される。

第四に、このプロレタリア革命のロシア的特殊性のもたらしたものは、「背教者カウツキー」で旧支配者からの選挙権剥奪について明示的にいわれたのち、ロシア共産党（ボ）第八回大会では、労働者と農民の法的不平等の問題、文化的後進性に規定された官僚主義の問題にも言及され、「ソヴェトは、その綱領によれば勤労者による統治機関でありながら、実際には……勤労者のための統治機関となっている」と述べる。⁽⁹⁾ 『左翼主義小見解』では、民族的特殊性は「世界的な規模でプロレタリアートの革命が実現したのちにさえも長期に存続するものとされ、各国の運動に「共産主義の基本的諸原則（ソヴェト権力とプロレタリアートの革命）を……民族および民族国家的差異に正しく適応させ、適用すること」「プロレタリア革命への移行あるいは接近の形態を探し出すこと」を要求する。⁽¹⁰⁾

第五に、このロシア文化の後進性に規定された官僚主義の問題、ソヴェト型の理念からの現実の背離の問題は、レーニン晩年の「最後の闘争」の課題となる。「われわれは古い機構をうけつた、これはわれわれの不幸であった」（コミンテルン第四回大会、一九二二年一月）、「われわれの国家機構の状態は身苦しいとは言わないまでもはなはだ情けない」として、その最後の論文『量よりも質を』では、新しい社会主義国家理論「行政機関の「活動の組織にかんする理論の研究」の必要を説き、徹底的に「学ぶこと」「初歩から学ぶこと」を強調した。⁽¹¹⁾

第六に、「国家の死滅を直ちに準備しはじめよ」というコミンテルン創立大会の理念は、西欧革命の不成功、革命後の内戦・干渉戦争のもとで、「一国社会主義建設のコースの選択を余儀なくされたため」「なんらかの社会主義国家をつくりだそうとするさまざまな不完全な具体的試行をいくつも積み重ねる現実的選択」社会主義国家の再編・強化

の必要に迫られる。プロレタリア ~~オタク~~ のもとでの階級闘争は「その形態をかえるだけで多くの点でかえっていつそう激しくなる」とされ、旧支配階級に対する強力な行使とともに、「農村または小規模生産の労働者に対するプロレタリアートの権威」の確立に同意にもとづく階級的指導・ヘゲモニーの貫徹が要請される。⁽¹⁸⁾「幾百万人の習慣の力は最も恐るべき力である」という現実認識の中で、ロシア共産党(ボ)第二回大会ではネップへの転換が選択され、これを説明したコミンテルン第三回大会(二年六月七月)では、「きわめて不確かで不安定ではあるが社会主義共和国が資本主義的包囲の中で……生存していけるような均衡」のもとでの労働同盟の強化、「労働者の多数者だけでなくすべての搾取され抑圧されている者の多数者」を味方につけることを、ロシアの党と、コミンテルン各党の共通の課題として提示する。⁽¹⁹⁾

レーニンは、一九一九年末の『憲法制定議会の選挙とプロレタリアートの ~~オタク~~』の中で、カウツキーらの「普通選挙による多数者獲得→国家権力獲得」という段階論を批判しながら、プロレタリアートが労働被搾取住民の多数者を獲得できるのは「国家権力のような道具を利用する場合にはじめて、ブルジョアシーを打ち倒してその国家機関を破壊したあとではじめて、可能となる」「はじめに革命的プロレタリアートに、ブルジョアシーを打ち倒させ、資本の圧制を打ち砕かせ、ブルジョア国家機関を粉碎させよ。そのときには、勝利をおさめたプロレタリアートは、搾取者の負担で非プロレタリア的労働大衆の多数者を満足させることによって、彼らの共感と支持を急速に自分の側にひきつけることができるであろう。……この反対の場合、歴史上まれな例外であろう」と述べ、このような権力獲得のコースに最も「適合」した「新しい国家機関」としてのソヴェトについて述べていた。⁽²⁰⁾しかし、相対的に高い文化と長い民主主義的伝統をもつ西欧でのソヴェト型革命が勝利しえず、権力を獲得したロシアでは、その文化的後進性と人民の未組織のゆえに革命をはじめめることはできたが新しい国家の実際の運用は理想的に進みえないという現実をまなして、その晩年、コミンテルン第三回、第四回大会のころには、プロレタリアートの権力獲得以前

に、プロレタリアートの多数を獲得するばかりでなく、労働被搾取住民大衆の多数者をも獲得してゆくコースを目的意識的に提示するにいたる。「勝利するためには、大衆の共感をえなければならない。……勝利するためには、権力を維持するためには、労働者階級の多数者のみならず、農村の被搾取労働住民の多数者をも獲得しなければならない」とするコミンテルン第三回大会での資本主義諸国共産党への提唱は、戦後の新しい条件下でコミンテルンが生み出した新しい革命路線「多数者獲得・統一戦線・労働者政府論」への期待と激励であったとともに、ロシアにおけるプロレタリア ~~オタク~~ の運用の現実の経験から引き出した一教訓にもとづくものでもあった。⁽²¹⁾

- (1) Leitsätze über die Kommunistischen Parteien und den Parlamentarismus, in: Der zweite Kongress der K.I., Protokoll der Verhandlungen vom 19. Juli in Petrograd und vom 23. Juli bis 7. August 1920 in Moskau, Hamburg 1921, S. 466-478 [コミンテルン第二回大会「共産党と議会主義についてのテーゼ」(一九二〇年七月) 邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第一巻・一三三頁以下]。
- (2) Statuten der Kommunistischen Internationale, ebenda, S. 601 [コミンテルン第二回大会「共産主義インターナショナル規約」(一九二〇年八月) 邦訳・同右・一四三頁]。
- (3) Leitsätze über die Rolle der Kommunistischen Partei in der proletarischen Revolution, ebenda, S. 120 [コミンテルン第二回大会「プロレタリア革命における共産党の役割についてのテーゼ」(一九二〇年六月) 邦訳・同右・一八頁]。
- (4) レーニン「共産主義内の『左翼主義』小児病」(一九二〇年四月) 全集 第三巻・四二頁。
- (5) レーニン「共産主義インターナショナル第二回大会の民族・植民地問題についてのテーゼ原案」(一九二〇年六月) 全集 第三巻・一三九頁。
- (6) レーニン「戦間的唯物論の意義について」(一九二三年三月) 全集 第三巻・三二九頁。
- (7) レーニン「ハンガリーの労働者へのあいさつ」全集 第二九巻・三九二頁。
- (8) レーニン「プロレタリア革命と背教者カウツキー」(一九一八年一月) 全集 第二八巻・三三五頁。
- (9) レーニン「憲法制定議会についてのテーゼ」(一九一七年二月) 全集 第二六巻・三八八頁。
- (10) レーニン「ブルジョア民主主義とプロレタリア ~~オタク~~ についてのテーゼと報告」全集 第二八巻・四九八頁。

- (11) レーニン「現在と社会主義の完全な勝利ののちの金の意義について」(一九二二年二月) 全集・第三卷・一〇二頁。
- (12) レーニン「十月革命四周年によせて」(一九二二年一月) 全集・第三卷・四〇頁。
- (13) 傍点原文、レーニン「党綱領についての報告」(一九一九年三月) 全集・第二九卷・一六〇頁以下。
- (14) 傍点原文、レーニン「共産主義内の『左翼主義』小児病」全集・第三卷・八〇―八二頁。
- (15) Protokoll des Vierten Kongresses der K.P., Hamburg 1923, S. 228 (レーニン「ロシア革命の五周年と世界革命の展望」(一九二三年一月) 全集・第三卷・四四五頁)。
- (16) レーニン「班よりも質を」(一九二三年三月) 全集・第三卷・五〇八頁以下。
- (17) レーニン「食糧税について」(一九二二年四月) 全集・第三卷・三六二頁。
- (18) レーニン「ハンガリーの労働者へのあいさつ」全集・第二九卷・三九―四三頁。
- (19) レーニン「共産主義内の『左翼主義』小児病」全集・第三卷・三〇頁。
- (20) レーニン「ロシア共産党の戦術についての報告要綱」(一九二二年六月、同「戦術を擁護する演説」(七月)、全集・第三卷・四八二頁以下。なお、上田耕一郎『先進国革命の理論』大月書店・一九七三年、参照。
- (21) 傍点、引用者。レーニン「憲法制定議会の選挙とプロレタリアートの『革命』」(一九一九年二月) 全集・第三〇卷・二五五頁以下。レーニンは、この「歴史上まれな例外」として一九一八年一月のフィンランド革命をあげ、「そういう例外の場合にさえ、ブルジョアが内戦に訴える恐れがある」としている。したがって、この時点では無論強力革命が前提とされているが、強力革命≠権力獲得後の人民多数者獲得、平和革命≠権力獲得以前の多数者獲得、という単純な把握ではなく、権力獲得以前に人民の多数者を獲得することが、平和的移行の可能性をも拡大するが、同時にブルジョアシの強力的反抗の可能性も失われはしない、という弁証法的な理解がうかがわれている。
- (22) Protokoll des III. Kongresses der K.P., Hamburg 1921, S. 517 (レーニン「共産主義インタナショナルの戦術を擁護する演説」(一九二二年七月) 全集・第三卷・五〇八頁)。
- (23) この項の全体について、藤田勇「レーニンの国家論について」(『社会主義における国家と民主主義』大月書店・一九七五年、所収)、中林賢二郎「統一戦線史序説」大月書店・一九七六年、種子恒夫「革命後の法律家レーニン」日本評論社・一九七四年、M. レウイン(河合秀和訳)「レーニンの最後の闘争」岩波書店・一九六九年、E. H. Carr: The Bolshevik

revolution 1917-23, Vol. 1, London 1950 (E. H. カール(原田・田中・服部訳)『ボリシエウキ革命』第一卷・みすず書房・一九六七年)、Jean Elleinstein: Histoire de L'USSR, T.I., Paris 1972; B. Lazitch & M. Drackowitch: Lenin and the Comintern, Stanford 1972 (邦訳名(菊池昌典訳)『コミンテルンの歴史』三一書房・一九七七年)など参照。

四 多数者獲得・統一戦線・労働者政府

—西ヨーロッパにおける移行形態の模索

右にみた晩年のレーニンのプロレタリア革命論の展開と併行して、コミンテルンとその諸支部においては、レーニンの提起した「プロレタリア革命への移行あるいは接近の形態」の事実上の探究が、多数者獲得・統一戦線・労働者政府の理論として客観的には形成されはじめていた。「統一戦線」の用語自体は、ロシア革命直後のメンシェウイキ、エス・エルらの「社会主義的統一戦線」、第二半インタナショナルの「プロレタリア統一戦線」などがすでに使われていたとはいえ、今日マルクス主義国家論の不可欠の構成部分となった統一戦線論の歴史的起源は、一九二〇年代前半のコミンテルンおよび各国(とくにドイツ)共産党の理論と運動に求められる。

この理論は、第一に、創立大会で期待された西ヨーロッパの革命は勝利できず、人民大衆の「ブルジョア民主主義的幻想」は伝統的に根深く、社会民主主義者の改良主義的指摺は労働組合等に広い影響力をもち、革命的危機の存在にもかかわらずその変革主体と党は形成されきっていないという条件のもとで、基本的には、「資本の攻勢」に対抗する防衛的戦術として形成された。ブルジョアにとって「絶対に活路のない情勢というものはない」ことを認識しての第二回大会での「プロレタリア革命の準備」の提起、「議会主義がまだ政治的に寿命がつかない」ドイツにおける「公開状」戦術の展開をへて、「戦後革命運動の第一期は實質的に終結したかに見え……ブルジョアは……労働者階級に対する攻勢に移行した」という情勢評価のもとでの第三回大会では、「労働者階級の多数者獲得」、「大衆の中へ」が確認された。「国際ファシズム」をはじめとした「資本の総攻勢」に対して「や

むをえず守勢に立たされている」第四回大会では、統一戦線戦術を「現在の時期にこれ以外に労働者の多数を獲得できる確かな道はない」一般路線とし、あわせて「労働者政府」のスローガンをも採択してゆく。

第二に、創立大会諸決議や第二回大会「規約」「加入条件」等で社会民主主義派(第二インタナショナル・中央派第二インタナショナル)と鋭く理念的に対決して共産主義勢力を結集したコミンテルンは、第三回大会時点では「民主主義や~~社会主義~~」⁽⁸⁾についての理論的論争にもとづいてではなく……、労働者のパンや賃金や衣服や住宅の問題⁽⁹⁾で改良主義的指導と対決し、「共産主義者、社会民主主義者、アナキスト、サンデイカリストの別なく」無党派や宗教者の労働者を含めて、戦後革命の最大の敗因であった労働者階級の分裂を克服する方向をとる。そのため、部分的要求・部分的闘争を重視し、労働者諸政党、労働組合等大衆諸団体、未組織労働者を含めた「最低限の生活とひとときのパンと平和」のための、日常生活要求を課題とした共同行動が具体的獲得目標とされる。

第三に、この戦術の具体的形成過程をみると、コミンテルン第三回大会でレーニンが多数者獲得戦術を擁護したさい「ドイツの同志たちはすでにこのことに着手している」と述べたように、権力を握ったソヴェト・ロシアの共産党を除けばコミンテルン最大の支部であるドイツ共産党の一定の実験的経験を経て、コミンテルンの一般路線となったものである。一九一八年十一月革命の敗北、ドイツ共産党の結成、バイエルン・レーナの崩壊、カップ一揆(二〇年三月)に対する労働者諸政党・諸団体の共同闘争による勝利⁽¹⁰⁾、その共同闘争をもとにした共産党と独立社会民主党左派の合同(二〇年二月)、統一共産党による「公開状」戦術(二二年一月)、「三月闘争」における「攻勢理論」の敗北——これらの経験が、コミンテルン第三回大会の多数者獲得論の確認、第一回拡大執行委員会総会(二二年十二月)での統一戦線戦術採択の基礎となった。第一回拡大執委総会ではじめて統一戦線戦術が採択される過程で、一九〇三年以降のロシアの運動が統一戦線戦術の歴史として回顧され、最後まで統一戦線に反対するフランス共産党のセクト主義に対しては、第二回拡大執委総会(二二年六月)でパリ・コミューンさえ統一戦線であったとして批判が加えられ

た⁽¹¹⁾にしても、この概念は、西欧の文化と一定の民主主義的伝統の中で組織されてきたドイツの運動が、戦後資本主義の新しい変革の条件のもとで、「発見」してきたものであった。

このことは、第四に、コミンテルン創設時のブルジョア民主主義の評価に一定の修正を迫るものとなった。二〇年三月のカップ一揆時に労働者政府が問題となったさい、ドイツ共産党は、「現瞬間ではプロレタリア~~革命~~」⁽¹²⁾の客観的基礎は与えられていない」として、「ブルジョア民主主義が資本の~~支配~~」⁽¹³⁾として現われることができない状態⁽¹⁴⁾を想定していた。「公開状」戦術の時期、ツェトキンやブランドラーらはレーニン『さしこめる破局』の「革命的民主主義的國家」の理論から統一戦線・労働者政府を基礎づけようと試みた⁽¹⁵⁾。二二年一月のドイツ共産党綱領草案は「すべてのブルジョア民主主義(議会・地方自治体・行政機関)の利用」を訴え、具体的にはワイマール憲法下での「合意的可能性の最も徹底的な利用」を最大限追究しようとした⁽¹⁶⁾。コミンテルンレベルでも、「忍耐と友愛の精神で他のすべてのプロレタリアと、たとえ彼らが資本主義の民主主義の基盤の上でたたかおうとも、ともに前進するよう」よびかけ、ファシズムに対しては、これをブルジョア民主主義を破壊するものとして位置づけてゆく。

第五に、この理論は、「労働者階級の多数者獲得」「プロレタリア統一戦線」と、労働者階級内部の政治的統一——労働者諸政党・諸組織の共同闘争論として成立し、マルクス、エンゲルス、レーニンらの労働同盟II階級同盟論とは異なる次元で形成された。このこと自体、ラデクが第四回大会で述べたように、東洋やロシアと違って「西洋の労働者大衆は政治的に無色をなく、未組織ではない」という~~事情~~を反映し、むきだしの強力を主としてではなく、あらゆるイデオロギイ手段と政党・労働組合などさまざまな組織を媒介して政治的支配と階級闘争が闘われる一定の民主主義的伝統の産物であることを示しているが、レーニンの全動労被搾取人民の多数者獲得論にも基礎づけられ、東方植民地・従属國の「反帝統一戦線」論⁽¹⁷⁾、反戦・植民地解放の「国際統一戦線」論⁽¹⁸⁾等へと外延を広げ、しだいに労働同盟

第四章
コミンテルン・反ファシズム闘争期の國家論

の政治的總括形態、人民大衆の民主主義運動の歴史的組織形態としての含意をもつようになってゆく。

第六に、ドイツにおける統一戦線論が、もともとカッパ一揆時の「労働者政府」をめぐる生成してきたように、この理論はその成立時点から政府形態論、国家機構の一部の労働者諸政党による掌握、という契機をはらんでいた。コミンテルンで統一戦線論が国際化される第一回拡大執委総会時点でも、ドイツやチェコスロヴァキアの党内ではすでに、邦や国レベルでの政府の問題が綱領討議として議論されており、三つのインタナショナルのベルリン会議の経験（二三年四月）、第二回拡大執委総会の討議を経た第四回大会は、労働者政府論を採択する。ここでは労働者政府が統一戦線論の論理的帰結として明確に位置づけられ、①自由主義的労働者政府、②社会民主主義的労働者政府、③労働者・農民政府、④共産主義者の参加する労働者政府、⑤純粋プロレタリア政府、の五類型に分類される。大会討論の中心的争点は、(a)プロレタリア権力と労働者政府の關係、(b)共産党の支持条件・入閣条件、であったが、クロンシュタット反乱後のメンシエウイキ、エス・エル等の実質的禁止という当時のロシア・ソヴェト権力の新たな展開（単一政党制の成立）の反映もあり、共産党のみによる⑤の型だけがプロレタリア権力であるとされた。③、④は、「ブルジョア實現闘争の重要な出発点」とされ、すでにオーストリア、ドイツで成立していた①、②は、「ブルジョアジーと反革命的労働運動指導者の連立政府」とされる。しかし、この①、②の型すら「客観的にはブルジョア権力崩壊過程を早める助けになりうる」と評価される。この討論過程でも、ベリ・コミニンは労働者政府であったとしてフランス共産党の「左翼主義」は批判され、また「労働者政府は必ずしもプロレタリア権力ではない」との論拠としてジノヴィエフはロシア革命の二重権力状態のもとのソヴェト政府をあげるなど、かつて創立大会では、ブルジョア民主主義を否認しプロレタリア権力への即時移行を対置するため回顧されたベリ・コミニンの伝統、ロシア・ソヴェトの経験が、いまや、ブルジョア民主主義の利用・発展を前提とする統一戦線・労働者政府の理論づけのために再把握されてゆく。統一戦線論は

「選挙同盟を意味しない」とされたが、「樹立原因が全く議会にある」労働者政府であっても、議会外大衆運動の存在とプロレタリアートの武装・生産管理を条件とし、その後の内戦を想定しつつ、「革命的労働運動を活気づける契機となりうる」と判断された。翌二三年はじめのドイツ共産党第八回大会は、この労働者政府を「ブルジョア民主主義の枠内で、さしあたりブルジョア民主主義の手段で、プロレタリア組織と大衆運動に依拠して労働者政策を実施しようとする労働者階級の試み」と性格づけた。

多数者獲得論、統一戦線論が、労働者階級内部の運動論から、「プロレタリア権力への……諸要求のシステム」を政策化する階級同盟の形態論、人民大衆の組織論へと発展してくるなかで、また、イタリア・フランスの権力掌握など「国際フランスム」が小ブルジョアジー・農民を基盤に強まってきているという認識のもとに、二三年六月の第三回拡大執委総会は、「今日すでに全人民的な目標を自らに課し……決定的な瞬間にプロレタリア革命に何らかの支持を与えようとするすべての住民を引きつけるために、労働同盟を基礎とした「労働者農民政府」のスローガンを採択してゆく。

以上に見た初期コミンテルンの多数者獲得・統一戦線・労働者政府の理論は、金融資本分析や中間層分析の裏付けが弱く、主として労働者階級内部での多数者獲得をめざす戦術とされ、労働者政府樹立後には、二重権力状態→内乱→ソヴェト権力の樹立のソヴェト型のコースが不可避であると想定した理論的枠組の中でのものではあったが、ソヴェト型の特質とされた「高度な型の民主主義の實現」と「社会主義への最も犠牲の少ない移行」とを、現存する民主主義（制度・組織・思想・運動）の発展段階を継承・発展させつつ追究しようとした、客観的にはロシアとは異なる移行形態をも提示しうるものであった。二三年秋のドイツにおけるザクセン、チューリンゲン邦労働者政府の敗北、この理論の積極的支持者であったレーニンの死、相対的安定期に入つての社会民主主義諸党の一層の右傾化、ロシア

における党内抗争の激化等のなかでこの理論もしだいに形骸化されてゆくが、いわゆる「全般危機」の時代の初発においてこうした議論が展開されていた歴史的意義は大きく、これを実践する主体は各国共産党の成熟と人民の運動の歴史的展開の中で、その積極的内容は三〇年代にふたたびとりあげられてゆくこととなる。

- (1) 「多数者獲得」「統一戦線」「労働者政府」の三つの概念は、歴史的にも論理的にも、必ずしも不離一体のものとして提起されたわけではない(たとえばドイツでは、「労働者政府」がまず問題となり、「統一戦線」が提起されてくる)が、本稿では、この期の統一戦線論を概念的に示すものとして、一系列の理論として扱う。
- (2) レーニン「教育活動家および社会主義文化活動家第一回ロシア大会での演説」(一九一九年七月)全集・第二九巻・五四六頁以下、による。メンシエヴィキ、エス・エルが多党制ソヴェトの経験を経て「出版の自由」や「社会主義的統一戦線」を主張し、レーニンのこれに対する批判が、干渉戦争と内戦のまなかに行なわれている点に注意すべきである。
- (3) 社会党国際労働者連盟(第三回インターナショナル)の「政綱」(一九二二年二月)、中林賢一郎「統一戦線史序説」(大月書店・一九七六年・第三章補助)、参照。なお、ドイツ共産党においても、すでに「公開状」戦術の頃たとえば、Die Rote Fahne, 21. Jan. 1921)「統一戦線」の用語が使われはじめる。
- (4) この項の全体について、Arnold Reisberg: An den Quellen der Einheitsfrontpolitik, 2 Bde., Berlin 1971; IML b. ZK d. SED: Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Bd. 3, Berlin 1966; A. Reisberg: Lenins Beziehungen zur deutschen Arbeiterbewegung, Berlin 1970; S. Vietzke u. H. Wohlgemuth: Deutschland und die deutsche Arbeiterbewegung in der Zeit der Weimarer Republik, Berlin 1966; O.K. Flechthelm: Die KPD in der Weimarer Republik, Frankfurt/M 1948 [O.K. フレイトハイム(尾刺未男訳)「ヴァイマル共和国時代のドイツ共産党」東邦出版社・一九七二年]、中林「統一戦線史序説」(前出)、影山日出弥「政府形態の理論」(「国家イデオロギー論」青木書店・一九七三年、所収)、上杉重二郎「ドイツ労働運動史」上巻、青木書店・一九六九年、菊川清美「ヴァイマル共和国初期労働者政府運動の一考察」(「歴史評論」三〇〇号、一九七五年四月)、など参照。なお、ドイツについての基礎資料は、IML b. ZK d. SED: Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Berlin の第七・八巻を用いた。
- (5) Leitsätze über die Grundaufgaben der K.I., in, Der zweite Kongreß der K.I., S. 746-766 [「コミンテルン第二回大会」共産主義インターナショナルの根本任務にかんする決議(一九二〇年七月)、邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第一

巻・一〇四頁以下)。

- (6) レーニン「共産主義内の『左翼主義』小児病」全集・第三巻・四四頁。ドイツ統一共産党の「公開状」は、Die Rote Fahne, 8. Jan. 1921.
- (7) Thesen über die Taktik, in, Thesen und Resolutionen des III. Weltkongresses der K.I., Hamburg 1921, S. 31-63 [「コミンテルン第三回大会」戦術にかんするテーゼ(一九二一年七月)、邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第一巻・一一一頁以下]。第三回大会については、A. Reisberg: Der Kongreß der leninistischen Strategie und Taktik, in, Beiträge zur Geschichte der Arbeiterbewegung (以下 BzG), 5/1971.
- (8) Über die Taktik der Komintern, in, Protokoll des IV. Kongresses der K.I., Hamburg 1923, S. 1007-1018 [「コミンテルン第四回大会」共産主義インターナショナルの戦術にかんするテーゼ(一九二三年一月一日)、邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第一巻・三六三頁以下]、『世界政治資料』二六二号・七三頁以下。第四回大会については、A. Reisberg: Die Weiterentwicklung der marxistisch-leninistischen Revolutionstheorie, der revolutionären Strategie und Taktik auf dem IV. Weltkongreß der KI, in, BzG 6/1972.
- (9) Aufruf des Exekutivkomitees der K.I. an die Proletarier aller Länder, in, Thesen und Resolutionen des III. Weltkongresses der K.I., S. 187 [「コミンテルン第三回大会」閉会にあつての共産主義インターナショナル執行委員会の宣言(一九二二年七月)、邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第一巻・二四六頁。傍点、原文イタリック。
- (10) Die proletarische Einheitsfront, Aufruf der Exekutive der K.I. und der Exekutive der Roten Gewerkschaftsinternationale, Hamburg 1922, S. 6 [「コミンテルン執行委員会・プロレタリア執行委員会」プロレタリア統一戦線のため」(「統一戦線宣言」一九二二年一月一日)、邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第一巻・二七五頁以下。傍点、原文イタリック。
- (11) Protokoll des III. Kongresses der K.I., S. 518 [レーニン「共産主義インターナショナルの戦術を擁護する演説」全集・第三巻・五〇八頁]。
- (12) カップ一揆時の共闘闘争については、E. Könnemann u. H.J. Krusch: Aktionseinheit contra Kapp-Putsch, Berlin 1972, 参照。
- (13) Leitsätze über die Einheitsfront der Arbeiter und über das Verhältnis zu den Arbeitern, die der 2., der 2¹/₂ und

der Amsterdamer Internationale angehören, sowie zu den Arbeitern, die die anarcho-syndikalistischen Organisationen unterstützen, in, Protokoll des IV. Kongresses der K.I., S. 1019-1028. 「共産主義インタナショナル執行委員会「労働者の統一戦線について、ならびに第二、第二半および阿姆斯特ダムインタナショナル加盟の労働者とアナルコ・サンディカリスト組織を支持する労働者に対する態度についてのテーゼ」(「統一戦線テーゼ」一九二二年二月一八日、邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第一巻・二二六頁以下、『世界政治資料』二二六号・八一頁以下)。この「テーゼ」から「宣言」を経て、一九二三年二月の第一回拡大執行委員会総会にいたる経過については、A. Reisberg: Die I. Erweiterte Tagung des Exekutivkomitees der K.I., in, BzG 3/1972.

- (14) Inprekor, Nr. 122 1922, S. 798. 「コミンテルン第二回拡大執委「フランス共産党についての決議」(一九二三年六月) 邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第一巻・三二〇頁。
- (15) Die Rote Fahne, 26. März 1920. レーニン「共産主義内の『左翼主義』小児病」全集・第三巻・九八頁。レーニンは、「ブルジョア民主主義が資本のダイクタクローラとして現われることができない状態」を「このような状態はありえない」として批判した。しかし、この時点では、レーニンはカンプ一揆に対する労働者の共同闘争の意義を十分つかんでいなかったと思われ、たゞはここで「その実現は容易でないだろう」とした共産党と独立社会民主主義左派の組織的合流は、半年後には実現し、三八万党員を擁するドイツ統一共産党が誕生し、「公開状」戦術を開始する。レーニンの支持なくして統一戦線戦術の国際化は困難であったとはいえ、この戦術の起源をはじめ、初期コミンテルンのすべての功績をレーニンに帰する見解は、不十分であるといわねばならない。また、この時期の統一戦線論を、三つのインタナショナルによる国際的レベルのものに限定する見解も、首肯できない。
- (16) A. Reisberg: An den Quellen der Einheitsfrontpolitik, Bd. 1, S. 149-153.
- (17) Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Bd. VII/2, Berlin 1966, S. 175.
- (18) Die Rote Fahne, 28. Nov. 1922. 菊川前掲論文一四〇頁。
- (19) Die proletarische Einheitsfront, S. 9 「コミンテルン執委・プロソソニテルン執委「統一戦線宣言」 邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第一巻・二七八頁。傍点、原文イタリック。
- (20) Protokoll des IV. Kongresses der K.I., S. 101 (11. Nov. 1922).
- (21) Leitsätze zur Orientfrage, in, Protokoll des IV. Kongresses der K.I., S. 1034-1044 「コミンテルン第四回大会「東

方問題についてのテーゼ」(一九二三年一月) 邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第一巻・三三四頁以下。

- (22) 片山潜が、「統一戦線」概念を国際的レベルに拡大するよう主唱した。Protokoll des IV. Kongresses der K.I., S. 175 (12. Nov. 1922).
- (23) 詳しくは、A. Reisberg, a. a. O., Bd. 2, S. 484.
- (24) 以下の説明を含め、Über die Taktik der Komintern, in, Protokoll des IV. Kongresses der K.I., S. 1007-1018 「コミンテルン第四回大会「共産主義インタナショナルの戦術にかんするテーゼ」前出。
- (25) ロシアにおける多党制ソヴェトからボルシェヴィキ一党支配への転換は、干渉戦争と内戦の時期の歴史的産物であり、レーニンも、当時のロシア共産党も、プロレタリア独裁のシステム内に複数政党は存在しえない、という理論化はおこなうことはなかった。しかし、その政府構成については、共産党一党政権が望ましい、とする概念が、この時期すでに一般的なものとなっていたことが、このコミンテルン第四回大会での「労働者政府」をめぐる討論からもうかがうことができる。プロレタリア独裁のシステム内に複数政党の存在は許されない、とする理論化は、レーニン死後のロシア共産党内抗争の産物であり、スターリンは、トロツキー、ジノヴィエフら「反対派」との闘争の中で、コミンテルン第七回執委総会(一九二六年一月一二月)では「非産党は、国家生活に対する指導を他の勢力や他の党と分かつ、分けることはできない」ことをくりかえしのべ(スターリン全集 邦訳第九巻・六一一、一〇〇、二四〇頁など)、一九二七年九月のアメリカ労働者代表団の質問に対して、ロシアの労働者階級は一九一七年一〇月に「最後の選択」をして一国内のただ一つの合法的な党としての共産党の独占が正当化されたと答えた(全集第二〇巻・一二二一―一二三五頁)。コミンテルンにおいても、一九二八年一月には、「プロレタリア独裁は、一国内における二ないしそれ以上の政党の存在、および労働者階級の党内における諸分派の現存とは両立しえない」とのべるようになった(コミンテルン執行委員会ソ・プロ部「ソ連邦共産党第一五回大会および反対派について」 Inprekor, Nr. 9 1928, S. 168)。しかしコミンテルン第四回大会のこの時期にはまだ、レーニンも「メンシェヴィキの合法化」の問題にまぎふれていたのである(「政論家の覚え書」のフラン、レーニン全集ロシア語第五版第四四巻・五〇五頁)。詳しくは、モンテイ・シヨンストン「社会主義・民主主義・単一政党制」(『世界政治資料』三三七・三三八・三八九号)、Jean Elleinstein: Histoire du phénomène Stalinien, Paris 1975、高岡健次郎「ロシア革命と一党制の形成」(中野・高岡・藤井編著『スターリン問題研究序説』大月書店、一九七七年、所収)、藤井一行『社会主義と自由』青木書店、一九七六年、など参照。

(26) A. Reisberg, a. a. O., Bd. 2, S. 484.

(27) Protokoll des IV. Kongresses der K.I., S. 194 (12. Nov. 1922)

(28) Die Rote Fahne, 6. Feb. 1922. 菊川前掲論文・二三五頁。

(29) Die Arbeiter- und Bauernregierung, in, Protokoll der Konferenz der Erweiterten Exekutive der K.I., Hamburg 1923, S. 278-285 [「コミンテルン第三回拡大執委総会「労働者農民の政府についての決議」(一九二三年六月)』]

五 フランシズムと民主主義

—「フランシズム化の第一波」と統一戦線の対置

右にみた先駆的理論がひとまず確立されるコミンテルン第四回大会のころ、資本主義国家の新しい反動的な形態、フランシズムの出現をみる。それは、まずイタリアにおいて成立し、フランシズムについてのコミンテルンの分析は、以後、情勢分析の重要な環として展開されるが、ここでは第四回大会(二年一月十二日、第三回拡大執行委員総会(三年六月)で主として扱われる「フランシズム化の第一波」⁽¹⁾の時期の理論的特徴を概括するに留める。

この時期のフランシズム論の第一の理論的特徴は、「資本の攻勢」の中でもフランシズムの出現を特に重視し、ブルジョアジーの階級的支配とはつきり結びつけてこれと闘う方向を示したことである。イタリア・フランシズム政権成立(一九二三年一月)直後のコミンテルン第四回大会開始時にはこれを「大地主の手中の武器」とみるような混乱はあったが、「戦術テーゼ」では「ブルジョアジーの政治的攻勢」「ブルジョアジーの階級の最後の切り札」とたゞされ⁽²⁾、以後、「世界ブルジョアジーの総攻勢の最も強い最も集中的な典型的表現」(第三回拡大執委総会、ツェトキン報告)、「大ブルジョアジーの武器」⁽³⁾(第五回大会)、「大資本のテロル独裁」⁽⁴⁾(第六回大会)等と性格づけられてゆく。

第二に、フランシズムのデモグリーを用いて動員した大衆的、社会的基盤にもあわせて着目し、そこに不安定性をみた。フランシズムは「大衆の中に、農民層や小ブルジョアジーの中に、さらに労働者階級の一定の部分にさえも社会的

デモグリーを用いて足場をきざすことと努力」⁽⁵⁾しているが、それは「ブルジョア国家の解体の表現」⁽⁶⁾でもある、と。

第三に、フランシズムの特殊な反動性、ブルジョア民主主義破壊の性格をみぬき、その限りで民主主義擁護の必要を説いた。フランシズムは「すべての憲法上の保障と獲得成果を破壊」し「ブルジョア民主主義一般の基礎に対抗」⁽⁷⁾している。フランシズムは「あらゆる民主政治と人民大衆の一切の政治的権利および自由の完全な否定であり……全人民の敵である」⁽⁸⁾。「民主主義によっては満足させられないものの、ブルジョア民主主義のもとより白色ブルジョア支配のもとではさらに悪化する労働者階級の直接の利益の擁護」⁽⁹⁾のためにこれとたたかわれなければならない、と。

第四に、フランシズムを「国際フランシズム」としてとらえ、先進資本主義国でのフランシズムの危険も見逃してはいない。資本の政治攻勢は「国際フランシズムという最も極端な表現」⁽¹⁰⁾をとり「フランスやイギリスのような国でもあれこれの形で現われる可能性」⁽¹¹⁾がある。「フランシズムの諸力の組織化は国際的に実現されるから、労働者の反フランシズム闘争もまた国際的に組織することが必要」である⁽¹²⁾と。

第五に、したがってフランシズムとの闘争は、国内的国際的な多数者獲得、統一戦線、労働者農民政府の方向で提起される。コミンテルンの主要な任務は「国際フランシズムへの抵抗の組織……統一戦線戦術の精神的適用」⁽¹³⁾であり、「左翼主義」的なイタリア共産党も「ただ労働者農民政府のみがイタリアを現在の不幸から救いうる」ことを知るべきである⁽¹⁴⁾。亦、反フランシズム国際闘争基金や国際反フランシズム労働者委員会などがただちによびかけられ、ドイツの二三年労働者政府運動の中心課題のひとつも反フランシズムであった。

第六に、フランシズム抬頭の責任は、基本的には社会民主主義者に、一部は共産主義者自身の弱さに求められる。すでにイタリア・フランシズム勝利時に、その「第一の責任は改良主義者の裏切り」⁽¹⁵⁾であり「フランシズムはただ別のかつより鋭い方法での社会愛国主義者の政策の継続を意味する」⁽¹⁶⁾とされていた。このことは、一方で、ドイツ労働者政府の敗北後、「社会民主党の指導者は……社会主義の仮面をつけたドイツ・フランシズムの一分派」⁽¹⁷⁾、「フランシズムと社会

民主主義は大ブルジョアジーのディクタトゥーラの「側面」⁽²⁰⁾「双生児」⁽²¹⁾とする「社会ファシズム」論的把握を生みだし、統一戦線はマヌーベーで「下から」のみ、労働者政府は「人民大衆の言葉に翻訳されたプロレタリアートのディクタトゥーラ」といった左翼主義的見解⁽²²⁾を形成してゆく。他方で、イタリア・ファシズムの勝利は共産主義者にとって「世界革命の開始以来最大の敗北」⁽²³⁾（ラテク）、「歴史的・客観的にはロシアで導かれた革命をプロレタリアートがさらに発展・推進しなかった罪」⁽²⁴⁾（シエトキン）であるとされたが、それも同じく、ドイツ労働者政府の敗北、レーニンの死のもとで、それまでの統一戦線・労働者政府論は「右翼日和見主義」であつたとして批判され、それを克服する道としてのスターリン的「レーニン主義」、ロシアの経験の過大な一般化を含んだ「ポリシエウイキ化」の方向で「総括」されてゆく。

以上略述した「ファシズム化の第二波」のもとでのコミンテルンのファシズム論は、反ファシズム統一戦線論を即自的に含み、後の「社会ファシズム」論に比して、大衆的基礎への着目、ブルジョア民主主義との矛盾を見る積極的内容をもつが、金融資本の時代における資本主義國家の歴史的・体系的分析を欠き、民主主義とファシズムの矛盾は「支配の方法」レベルの認識に留まり、中間層獲得の方向も不明確であつた。ファシズムの總体的把握とそれとたから人民民主主義・人民戦線論の形成は、「相対的安定」の崩壊、大恐慌からファシズム、世界戦争が切迫する三〇年代を待たなければならない。

(1) Der Faschismus, Die Kriegsgefahr und die Aufgaben der Kommunistischen Parteien, in, XIII. Plenum des EKKI, Dez. 1933, Thesen und Beschlüsse, Moskau/Leningrad 1934, S. 8〔コミンテルン第三回執委総会「ファシズム、戦争の危険および諸共産党の任務についてのテーゼ」（一九三三年二月）邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第三巻・二七四頁。つまり、一九三〇年代には、この初期コミンテルンの時期のイタリアを中心としたファシズムの抬頭をゆりかえりさまざまな試みもなされたのである。なお、この項で扱う初期コミンテルンのファシズム論については、Erwin Lewin: Zur Faschismus Analyse durch die K.I. (1922-33), in, BzG 1/1970; Elfriede Lewerenz: Zur Bestimmung des Wesens und

der Funktion des Faschismus durch die K.I., in, Studien zur Geschichte der K.I., Berlin 1974.; J. キヤメット「ファシズム論をめぐる共産主義理論の変遷 一九二〇—三五年」〔構造改良〕第四号、一九七二年、宮永・下村・西川・鹿毛「ファシズム論史序説」〔社会思想〕第二巻第三号、一九七二年一月、山口定「現代ファシズム論の諸潮流」有聲閣、一九七六年、Nicos Poulantzas: Faschismus und Diktatur, München 1973; 小此木真三郎「ファシズムの誕生」青木文庫、一九五四年、斎藤孝「コミンテルンのファシズム論について」〔現代の理論〕一九七二年一月、などを参照。なお、前項でみた多数者獲得・統一戦線・労働者政府の理論の形成をも、コミンテルン第七回大会における「反ファシズム統一戦線」から逆に類推して、「反ファシズム」が中心課題であつたとする見解がみられるが、これは首肯できない。

(2) Protokoll des IV. Kongresses der K.I., S. 19〔コミンテルン第四回大会「イタリアの労働者・農民へのよびかけ」（一九三二年一月）邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第一巻・三三〇頁〕。
 (3) Über die Taktik der Komintern, in, Protokoll des IV. Kongresses der K.I., S. 1011, 1012〔コミンテルン第四回大会「戦術にかんするテーゼ」前出〕。
 (4) Clara Zetkin: Der Kampf gegen Faschismus, in, Protokoll der Konferenz der Erweiterten Exekutive der K.I., Hamburg 1923, S. 204-205.
 (5) Resolution über den Faschismus, in, Thesen und Resolutionen des V. Weltkongresses der K.I., Hamburg 1924, S. 121〔コミンテルン第五回大会「ファシズムについての決議」（一九二四年七月）邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第一巻・一三五頁〕。なお、コミンテルン第五回大会については、Gisela Jahn: Für die Durchsetzung des Marxismus-Leninismus, in, BzG 4/1974.
 (6) Programm der K.I., in, Protokoll, Sechster Weltkongresses der K.I., Thesen/Resolutionen/Programm/Statuten, Hamburg/Berlin 1928, S. 58〔コミンテルン第六回大会「共産主義インタナショナル綱領」（一九二八年九月）邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第二巻・四四一頁、日本共産党中央委員会出版部『日本共産党綱領集』一九六六年版・一六五頁〕。
 (7) Über die Taktik der Komintern, in, Protokoll des IV. Kongresses der K.I., S. 1011〔コミンテルン第四回大会「戦術にかんするテーゼ」前出〕。
 (8) Über den Faschismus, in, Protokoll der Konferenz der Erweiterten Exekutive der K.I., S. 293〔コミンテルン第三回執委総会「ファシズムについての決議」（一九三三年六月）邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第二巻・五〇頁〕。

- (9) Aufruf der Kommun. Internationale an das italienische Proletariat, Inprekor, Nr. 241 1922, S. 1821 [「イタリア・プロレタリアートに対する共産主義インターナショナルの宣言」(一九二二年二月) 邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第一巻・三九〇頁]。
- (10) Über die Taktik der Komintern, in, Protokoll des IV. Kongresses der K.I., S. 1012 [「コミンテルン第四回大会「戦術にかんするテーゼ」前出」]。
- (11) ティミトロン「統一戦線とブルジョア反動」(一九二三年八月) 邦訳選集(大月書店版)第一巻・一五〇―一五二頁。
- (12) Resolution des EKKI, der Vertreter der Zentrale der KPD und der linken Opposition von Anfang Mai zu den taktischen Differenzen in der KPD, in, Dokumente und Materialien zur Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Bd. VII/2, S. 303 [邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第二巻・三一頁]。
- (13) Über die Taktik der Komintern, in, Protokoll des IV. Kongresses der K.I., S. 1011 [「コミンテルン第四回大会「戦術にかんするテーゼ」前出」]。
- (14) Über den Faschismus, in, Protokoll der Konferenz der Erweitern Exekutive der K.I., S. 297 [「コミンテルン第三回拡大執委委員会「ファシズムについての決議」前出」]。
- (15) Über die Taktik der Komintern, in, Protokoll des IV. Kongresses der K.I., S. 1012 [「コミンテルン第四回大会「戦術にかんするテーゼ」前出」]。
- (16) Aufruf der Kommun. Internationale an das italienische Proletariat, Inprekor, Nr. 241 1922, S. 1821 [「イタリア・プロレタリアートへの宣言」(一九二二年二月) 邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第一巻・三九一頁]。
- (17) Resolution zur italienischen Frage, in, Protokoll des IV. Kongresses der K.I., S. 999 [「コミンテルン第四回大会「イタリア問題についての決議」(一九二二年二月) 邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第一巻・三七九頁]。
- (18) Mai-Aufruf der K.I., an die Arbeiter aller Länder, Inprekor, Nr. 62 1923, S. 497 [「コミンテルン「メーデーアピール」(一九二三年四月) 邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第二巻・三三頁]。
- (19) Lehren der deutschen Ereignisse (Resolution des E.K.K.I. vom 19. Januar 1924), in, Die Lehren der deutschen Ereignisse, Hamburg 1924, S. 105-106 [「コミンテルン執行委員会幹部会「ドイツ事件の教訓」(一九二四年一月) 邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第二巻・八二頁]。

- (20) Resolution über den Faschismus, in, Thesen und Resolutionen des V. Weltkongresses der K.I., S. 121 [「コミンテルン第五回大会「ファシズムについての決議」前出」]。
- (21) スターリン「国際情勢について」邦訳全集第六巻・二九五頁。スターリンのこの「双生児」規定は、この時期には大きな意味をもつものではなかったが、ロシア共産党内でスターリンの権力が確立し、それが「国際化」されて以後、コミンテルンでも引用されるようになり、「社会ファシズム」論草履過程での障害となる。
- (22) Thesen zur Taktik der Komintern, in, Thesen und Resolutionen des V. Weltkongresses der K.I., S. 25-28 [「コミンテルン第五回大会「戦術についてのテーゼ」(一九二四年七月) 邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第二巻・一四六―一四七頁]。しかし、一般に「相対的安定期」においても、また「社会ファシズム」論が確立・展開された二〇年代末から三〇年代初期においても、「多数者獲得」「統一戦線」のスローガンが形式的にしるかけられつつ、各国の具体的運動のなかでは、さまざまな統一戦線運動の模索がおこなわれていたことも忘れられてはならない。この時期の重要な問題のひとつは、戦場や地域から自然発生的に生まれてくるこうした統一戦線運動の模索や、ファシズムとブルジョア民主主義を対置する理論的試みが、スターリンの「権威」や、コミンテルン中央の各国支部への「指導」により、「日和見主義」「トロツキスト」などとして抑圧されるようになったことであり、二〇年代後半の、グラムシ、トリアンティらによるイタリア共産党のイタリア・ファシズムの特殊性に即した路線確立の試みへの介入(竹村英輔「イタリアにおけるファシズムと自由」「科学思想」一五号・一九七五年一月・参照)や、「民主主義的統一戦線」をめざしたハンガリー共産党の「ブルム・テーゼ」(ルカーチ起草、一九二八年)のような理論的模索がたまたまにコミンテルンにより「反レーニン主義」と批判されるような、運動と理論の非民主主義的「国際化」「組織化」が定着していったことである。加藤哲郎「国境定論——国際労働運動史と日本労働運動史の統一的把握のために」(労働運動史研究会『日本の統一戦線運動』労働旬報社・一九七六年・所収)参照。
- (23) Protokoll des IV. Kongresses der K.I., S. 310 (15. Nov. 1922).
- (24) Der Kampf gegen den Faschismus, in, Protokoll der Konferenz der Erweiterten Exekutive der K.I., S. 205 (20. Juni 1923).

(加藤 哲郎)

F10

第二節 コミンテルン第七回大会の国家像

—フランス主義と統一戦線・人民戦線論—

一 はじめに

—情勢変化と主体の成熟

コミンテルン第七回大会（一九三五年七月八月）の反フランス主義統一戦線・人民戦線論は、世界恐慌とドイツ・フランス主義の権力掌握、新しい世界戦争の切迫という三〇年代の新しい情勢のもとでの、また、コミンテルン創立から十余年を経過し、自国の歴史的民族的条件に即した革命路線を形成しうるまでに成長した各国共産党の発展段階における、前節でみた多数者獲得・統一戦線・労働者政府論の「高次復活」であった。すなわち、①「全般的危機」論、国家（独占）資本主義論等新しい世界史認識の枠組みにもとづくフランス主義敵論、②金融資本と中間層の矛盾、社会民主主義の政治的分化の分析のうえに立つ反フランス主義統一戦線・人民戦線論、③フランスとブルジョア民主主義を国家形態レベルで識別し、新しい民主主義＝人民民主主義への方向性を内包した民主主義の防衛・拡大論、④文化・スポーツ・宗教団体等まで含めた広範な社会的基礎を想定した統一戦線・人民戦線組織論、⑤ロシア革命とは異なる歴史的民族的条件下での「プロレタリア革命への移行あるいは接近の形態」として自覚され、「民主主義的ダイクタトゥーラ」論に連なる統一戦線政府・人民戦線政府論等が、二〇年代前半の理論を一層発展・深化させて展開されている。

マルクス主義国家論の重要な転換点となっているこれらの理論は、マルクス、エンゲルス、レーニンらの古典の新たな公開・普及・研究の発展が背景にあつたといえ、基本的にはむしろ、「社会フランスム」論に代表される二〇年代後半から三〇年代はじめのスターリニックな「レーニン主義」の教条的理解やロシア革命の経験の機械的「適用」

理論の现实生活からの遊離の傾向を、現実の恐慌と人民の貧困化諸相の具体的分析、フランス主義と戦争に反対し生活と自由と民主主義を守る抵抗運動を実際に組織する運動の模索の過程で克服し、実践の中で「発見」していったものである。各国・各地域・各組織で展開された無数の運動の積み重ね、アムステルダム国際反戦大会とペリ・ブレイエルホールでの反フランス主義大会が台流する反戦平和の運動、ドイツトロフ国会放火裁判やテールマン釈放運動に象徴される政治的自由と民主的権利を守る闘争、フランスに反対する三四年二月のオーストリア労働者の蜂起、フランスの統一行動、同年一〇月のスペインの共同闘争、イタリアの反フランス主義闘争、——こうした階級闘争の具体的展開が、そして、唯一の社会主義国家であるソヴェト連邦の「新しい発展段階」についての「自己認識」が、コミンテルンの「政策転換」を可能にし、新しい国家像を生み出してゆく条件を形成する。

(1) 本節でも、対象は、先進資本主義諸国の問題に限定される。ここで「統一戦線・人民戦線論」と名づけたのは、前節でみた初期コミンテルンの統一戦線論を基本的にうけつぎながらも、労働者階級と他の広汎な人民階級・諸階層との階級同盟の政治的結合形態としての意義を有しているからであり、また「高次復活」とよぶのは、二〇年代後半―三〇年代初頭の「社会フランスム論」期における統一戦線論の内容の一時的形態化を経ての再提起であるからである。

コミンテルン第七回大会時点については「ドイツトロフとトリッアッティの理論的相違を強調する見解（たとえば、山崎功『統一戦線の理論』青木書店、一九七六年）もあるが、コミンテルンという当時の国際共産主義運動の統一組織の理論的認識を問題とする本稿では、こうした問題には立ち入らない。第七回大会の公式議事録は未公開なため、本稿では当時の Rundschau über Politik, Wirtschaft und Arbeiterbewegung (Basel) 誌を編纂・復刻してつづられた Protokoll des VII. Weltkongresses der Kommunistischen Internationale (Ungekürzte Ausgabe), 2 Bde., Stuttgart 1974 を基礎資料とし、VII. Kongress der K.I., Gekürztes stenographisches Protokoll, Moskau 1939; VII. Weltkongreß der K.I., Referate, Aus der Diskussion, Schlußwort, Resolutionen, Frankfurt/M. 1971; VII. Kongreß der K.I., Referate und Resolutionen, Berlin 1975 および邦訳書を必要に応じて参照した。

(2) 前節と本節の間立つ「相対的安定期」から大恐慌期にいたるコミンテルンの歴史は、理論的にも運動的にも、未開拓の研究分野であり、①「相対的安定」「全般的危機」「第三期」「国家資本主義」「革命的情勢」等情勢評価の問題、

②「戦争から革命へ」「コミンテルン綱領」に規定された各国の戦略の問題、中国革命やドイツ革命の問題、③「下からの統一戦線」「階級対階級」「左翼社民主要打撃」「社会フランスム」など戦術の問題、④「ボリンニョヴィキ化」「シノヴィエフ、ブハーリンらの指導部更迭と「反トロツキズム闘争」、スターリンとソ連邦共産党のコミンテルンの事実上の支配と「モデル規約」など組織論上の問題、⑤「マルクス・レーニン主義」の名によるスターリン主義的「マルクス主義」の「国際化」、ホルン、ルカーチ、グラムシ等の理論的営為の評価、など再検討されるべき課題が多いが、ここでは立ち入らない。Hermann Weber: Die Wandlung des deutschen Kommunismus, 2 Bde., Frankfurt/M 1969; Paolo Spriano: Storia del Partito comunista italiano, 5 voll., Roma 1967-1973 のような水準の研究が、要請される。

(3) 大恐慌期の統一戦線運動については、IML b. ZKdSU: Die K.I., Kurzer historischer Abriss (ソ連邦M上研(村田訳)『コミンテルンの歴史』下巻) IML b. ZKd. SED: Studien zur Geschichte der K. I., 特にドイツについては、IML b. ZKd. SED: Geschichte der deutschen Arbeiterbewegung, Bd. 4, Berlin 1966; ヒットラーの政権掌握後の反フランスム闘争について、Klaus Mammach: Die deutsche antifaschistische Widerstandsbewegung 1933-1939, Berlin 1974; K. Mammach (hrsg.): Die Brüsseler Konferenz der KPD, Berlin 1975; Horst Duhnke: Die KPD von 1933 bis 1945, Köln 1972 (H.ドローンケ(教仁郷繁訳)『ドイツ共産党 一九三三―四五年』上巻、ベリかん社、一九七四年)など、参照。

(4) アムステルダム国際反戦大会、パリ・ブレイエル運動など国際反戦闘争の系譜は、フランス人民戦線運動の重要な基礎となったものであり、第七回大会のフランス共産党代表団等は、くり返しその意義を強調している。Protokoll des VII. Kongresses der K.I. (以下 VII. Protokoll) の Torres, Cachin, Ercoli らの演説、参照。

(5) テイミトロフの国会放火裁判は、ブリット博士らの「対抗裁判」闘争、ミュンツェンベルクらの「秘密」刊行など、新しい闘争形態を創出した。特に前者は、法律闘争の新しい形態として注目される。D.N. Pritt: Der Reichstagsbrand, Berlin 1959.

(6) オーストリアの蜂起について、Arnold Reisberg: Februar 1934, Wien 1974.

(7) フランス人民戦線について、『フランス人民戦線』・新日本出版社・一九七一年、J. エレインスタイン他(杉江・安藤訳)『フランス現代史』上、青木書店・一九七四年、平田好成『フランス人民戦線史序説』・法律文化社・一九七七年、海原俊『フランス人民戦線』・中公新書・一九六七年、平瀬徹也『フランス人民戦線』・近藤出版社・一九七四年、中木康夫

『フランス政治史』中・未来社・一九七五年、など参照。なお、しばしば問題とされるフランス人民戦線運動に対するスターリンおよびソ連邦共産党の対応については、よく知られているように、少なくとも一九三四年一〇月のトレイスのナント演説まではスターリンらがこれを積極的に支持してはなかったと思われる。トレイス『人民の子』(旧版)ではあいまいだったトリアッティを使者としてのナント演説妨害の事実も、今日では公式に明らかにされている(たとえば、Jacques Duclos: Memoires I (1896-1939), Berlin 1972, p. 358)。

(8) スペインについては、D. イバルリ(秋山他訳)『スペインにおける戦争と革命』第一・二巻、青木書店・一九七三年、『スペイン人民戦線史』・新日本出版社・一九七〇年、S. カリヨ(大久保昭男訳)『明日はスペインだ』・新日本出版社・一九七六年、斎藤孝『スペイン戦争』・中公新書・一九六六年、など参照。

(9) イタリアについては、山崎功『イタリア労働運動史』・青木書店・一九七〇年、竹村英輔『グラムシの思想』・青木書店・一九七五年、Giorgio Amendola: Der Antifaschismus in Italien, Stuttgart 1977, など、参照。

(10) ソ連邦の一九三〇年代半ばの「新しい発展段階」の内容については、『スターリン現象』(Jean Elieinstein: Histoire et phénomène Staliniens, Paris 1975)との関連で新しい視角からの探検が必要とされるが、ここでは、当時のソ連邦共産党およびコミンテルンの「自己認識」として、カッコつきでのべておくに留める。

(11) ここでは、明確な理論体系をなしていない第七回大会当時のマルクス主義的な国家についての諸認識を総称して「国家像」とよんでおく。

二 フランスム認識の発展と民主主義像の転換

第七回大会段階でのコミンテルンの国家像は、そのフランスム認識においてまず特徴づけられる。

一般に「フランスムの定義」とよばれるテイミトロフ報告の一節―「権力を握ったフランスムは、金融資本の最も反動的な、最も排外主義的な、最も帝国主義的な分子の、公然たるテロル独裁である」⁽¹⁾は、すでに第一三回執行委員会総会(三三年一一二二)で採択されていたものであるが、①ドイツ・フランスムの分析を基礎に「権力を握った」フランスム国家形態の階級的な性格を金融・独占資本段階の特殊な歴史的カテゴリーとして示し、②金融資本相互

間にさへ存在する矛盾を識別・利用してその「最も反動的・排外主義的・帝国主義的分子」を「主要敵」として、③ブルジョア民主主義とは区別される「公然たるテロル独裁」と客観的に対立しうるすべての人民諸階級・諸階層を労働者階級が結集・組織する方向性をもつ、すぐれて実践的な認識であった。すでに、一九二八年七月の第六回大会は、第一次世界戦争とロシア革命以降の世界の四大矛盾・三大革命勢力を折出して「世界資本主義の全般的危機」として特徴づけ、この段階での資本主義国家は、「金融資本家の寡頭制のテロル独裁」として、①「国家資本主義的諸形態」の発展、②軍国主義化、③労働者階級の抑圧・従属強化、の三方向で特別の意義をもつてくること、「ブルジョア民主主義と議会主義の全般的危機」が政治的危機として尖鋭化する「特殊な歴史的條件」のもとでは、「新しい國家の型」としてのファシズムがテマゴギーを用いて中間層や一部のプロレタリア層をもひきつけるが、権力を握るや「大資本のテロル独裁」としての正体をあらわす、とのべていた。しかし、他方で、ファシズムと社会民主主義は「支配の方法」レベルで同列視され、むしろ社会民主主義（特にその「左翼」）に対して「ブルジョアシーの最後の予備軍」として主要打撃の方向がむけられ、「全般的危機」の各国・各人民層レベルでの具体的分析を欠き、党および変革主体の力量を過大視した「第三期」革命的情勢ひっ迫論等を含んでいたため、ファシズムには直接ソヴェト型プロレタリア権力が対置され、統一戦線はもっぱら「革命前」の「下から」の戦術とされていた。

世界恐慌→ドイツのファシズム化→ナチス政権樹立という情勢の進展は、恐慌脱出策についてのドイツ独占資本諸グループ間の意見の相違（ヴァルカ）や、「真のドイツの支配者である最高経済会議構成メンバー」とナチスの関係（ライマン、ビーク）についての具体的分析を生みだし、第一三回執委総会は、その支配方法「ブルジョア國家形態」の選択についての「支配階級の隊列内の不和や衝突」に着目するようになった。第七回大会は、この「ブルジョアシー自体の陣営内に存在する矛盾」をリアルに認識し徹底的に利用する立場をとり、三〇年代はじめにみられたファシズム不可避論・自動崩壊論など受動的立場を退け、「旧来のブルジョア諸政党またはその一部分との相互闘争、とき

には激烈な闘争」を通して樹立されるファシズム独裁の準備段階「ファシズム化の過程」での闘争を最重視した。情勢の主観的評価をいまいしめ、ファシズムの民族的特殊性をも考慮にいれた具体的分析と具体的方針を各国党に要請し、トリアッティ報告におけるファシズム國家群と平和主義的民主主義的國家群の識別、ディミトロフ報告のドイツ・ファシズムを國際敵「主要敵」とする方向、「ファシズムの権力掌握は、一つのブルジョア政府と別のブルジョア政府との単純な交替ではなく、ブルジョアシーの階級的支配の一つの國家形態であるブルジョア民主主義とそのいま一つの國家形態である公然たるテロル独裁との入れかわりである」とする國家形態レベルでの識別と、ブルジョア民主主義に対する態度の変更を可能にする。フランス共産党の「二百家族」に対する人民戦線運動を現実に生み出してゆく。

しかし、支配階級内部の矛盾・対立の激化も、あくまで世界恐慌と民主主義の危機のもとでの階級関係の変化、階級闘争の尖鋭化の反映である。第七回大会のファシズム論のより重要な意義は、第二に、右のファシズムの階級的性格づけにとどまらず、ファシズムの大衆的社会的基礎とその不安定性に着目し、これを「アキレス踵」としてとらえた点にある。すでに第一三回執委総会もファシズムの大衆的基礎とその不安定性に着目していたが、「実物教育としてのドイツにおけるファシズム支配」の分析は、労働者・農民・職員・下級官吏・インテリゲンツィア・青年・婦人など人民諸階級・諸階層ごとに「勝利したファシズムは大衆になにをもたらずか」を具体的に明らかにし、「金融界の巨頭の一味と人民の圧倒的多数の間」に客観的に存在する矛盾・対立を利用・拡大する方針、「ファシズムは労働者階級と労働者の最も凶悪な敵、……人民の九割の敵」であり「ファシズムは凶暴であるが不安定な権力である」という認識の基礎になった。また、労働者統一戦線→反ファシズム人民戦線とその変革主体の基礎を広げる可能性もたらしめた。このファシズム國家の不安定性の政治的要因は、①「無制限の政治的独占」、②反資本主義的テマゴギーと親独占政策の対照、③大衆の憤激と革命化の促進、④資本主義國家間対立の激化、等とされ、それらが「公然たる

暴力を統治方式にまで高めることによって労働大衆の目前で民主主義の幻想をつきくずし法の権威を失わせる」ことを、ドイツのレーム事件、オーストリア、スペインの反ファシズム蜂起等の例をあげて説く。第二三回執委総会まで固持されていた「社会ファシズム」論も、フランスの社共統一行動、オーストリアの社民下部労働者の蜂起の中での「社会民主主義系労働者の分化」の認識から、大会準備過程で克服される。

第三に、階級関係レベルでの金融資本の反動的部分と九割以上の人民諸階級、諸階層の社会的経済的矛盾を識別しそれを拡大してゆくことは、その政治的總括の形態である国家形態のレベルで、ファシズムに民主主義を対置し、民主主義を擁護・拡大していくことを意味する。第一回執委総会(三年三月四月)ではファシズムと民主主義の矛盾を認めるのは社会民主主義に影響された「自由主義的考え」と批判されていたが、第一二回執委総会(三年八月九月)ではその「相異なつた戦術上の結論」に一応目がむけられ、第二三回執委総会マニルスキー報告は、「ファシスト独裁はプロレタリア革命をオーストリアのみによつておきかえられるといふのはいささか自動論的見解である。……「スペインでは」ファシズム独裁が共和制形態のブルジョア民主主義におきかえられたのであるから、ファシズムと民主主義のシーソーの可能性はなおとゞきされてない」とした。その後のデイトロフ裁判、フランス、オーストリアの反ファシズム行動は、「プロレタリア革命のための直接的闘争というスローガンは当面の時期の多くの資本主義国に成立している諸条件にあわない」、「党がブルジョア民主主義の廃止のためたたかっているという宣伝はやめなければならない。それは政治的にまちがっている」という認識を生む。こうして、フランスの社共統一行動の経験にうらづけられた「共産党員は大衆自身が獲得した一切の民主的自由を過去・現在・未来にわたつて守りぬく。……現在・未来にわたつて労働者の自由の枠を広げるために努力する」(トレーズ)という方向がコミンテルン全体のものとなり、「多くの資本主義諸国の労働大衆は、今日の問題として具体的に、プロレタリア革命がブルジョア民主主義かでなく、ブルジョア民主主義かファシズムかの選択を迫られている」

独裁

「長年の頑強な闘争によつてかちとつた民主主義的獲得物を一歩も譲らず守りぬき、またその獲得物を拡大するために断固としてたたかう」とする第七回大会に導かれる。

第四に、ドイツでナチスが政権を掌握し、多くの国でファシズム化が進行しているのは、ファシズム運動が「デマゴギーを用いて大衆の特に痛切な必要・要求に訴へ、大衆の中に深く根を張つた偏見(「反共主義」)をあおりたてるだけでなく、大衆の高級な感情、正義感、時には革命的伝統さえ利用する」からである。この「イデオロギイ的感染力」を過小評価してはならず、「明快でわかりやすい論証と人民大衆の民族心理の特殊性に対する正しい慎重に考えぬいた態度をもつて、われわれの方から広範なイデオロギイ闘争を展開しなければならない。」「反資本主義的デマゴギーには、「あらゆる時事問題にこたえ当面するあらゆる問題に解決策を示す」政策活動をもつて対決し、排外主義的ナショナリズムに対しては、「われわれはわが国を愛する」として、第七回大会フランス代表団は百科全書派やジャコバンをドイツ代表団はシラー・ゲーテ・カント・フヒヒテ・ヘーゲルを、イタリア代表団はガリバルディをそれぞれ引きあいに出して、自国の愛國主義的民主主義的伝統を受けついでゆく立場を明確にする。マス・メディアとイデオロギイの果たす役割を重視し、「世論」の力を正当に評価した。

第五に、ファシズムが反動的な大衆運動として独自の大衆組織をもつ点に注目し、それに対する「トロイアの木馬」の闘争を対置する。「ファシストの上層部と、幻滅を感じている労働者中の普通一般のファシズム支持者とのあいだに溝を深めるような」「ファシスト大衆組織やファシスト機関の中で内部からファシスト独裁を揺りくずすような活動」をと。この、新旧の組織や団体を通しての階級闘争が、いかなる組織もそれを基本的に構成するものは人民大衆であるという認識にもとづいて、統一戦線＝人民戦線の中軸にすえられる。

最後に、十数カ国のファシズム分析にもとづいてうたてられた右のファシズム論とそれとの闘争方向も、「個々の国および種々の段階におけるファシズム発展の独特な点とファシズム独裁のさまざまな形態を具体的に研究し考慮

第四節 コミンテルン・反ファシズム闘争期の国家論

する必要をなくすものではない」として、不当な一般化・図式化を避け、その民族的特殊性の探求を各国党の課題とし、あわせてコミンテルン執行委員会と各国支部の間の指導形態を改めた。

- (1) Georgi Dimitroff: Die Offensive des Faschismus und die Aufgaben der K.I. im Kampf für die Einheit der Arbeiterklasse gegen den Faschismus (以下 Dimitroff Bericht), in, VII. Protokoll, S. 322 [「ドイツトロツ報告」「フランス」に反対し労働者階級の統一をめざす闘争における共産主義インターナショナルの任務」(一九三五年八月二日) 邦訳「ドイツトロツ選集」第二巻・六月版・一九七二年・九四頁。ドイツトロツについては、Institut für Geschichte der Bulgarischen K.P.b.ZK d. BKP: Georgi Dimitroff, Biographischer Abriß, Berlin 1972; H. Heitzer u.K. Mammach (hrsg.): Georgi Dimitroff—Kampf und Vermächtnis, Berlin 1972; Georgi Dimitrov an Outstanding Militant of the Comintern, Sofia 1972 など参照。
- (2) Der Faschismus, Die Kriegsgefahr und die Aufgaben der Kommunistischen Parteien (以下、XIII. These), in, XIII Plenum des EKKI, Dez. 1933, Thesen und Beschlüsse, Moskau-Leningrad 1934, S. 5 [「コミンテルン第三回執委総会」「フランス」戦争の危険および諸共産党の任務についてのテーゼ」(一九三三年十二月) 邦訳「コミンテルン・ドキュメント」第三巻・一七二頁。この第一三回執委総会については、中林賢二郎『労働運動と統一戦線』(労働旬報社・一九六九年)第二章、参照。また Elfriede Lewerenz: Die Analyse des Faschismus durch die K.I., Die Aufdeckung von Wesen und Funktion des Faschismus während der Vorbereitung und Durchführung des VII. Kongresses der K.I. (1933-1935), Berlin 1975 は、この項の主題を詳細に扱ったものである。
- (3) したがって、これを「定義」とみなすことは、マルクス主義のフランス論のひとつの礎石にすぎない第七回大会の理論水準を固定化してしまうものであるし、また、これを「金融資本のテロル独裁」などと要約してしまうと、第六回大会の「大本営のテロル独裁」の水準に遡戻することとなってしまいます。フランス論全般については、山口定『現代フランス論の諸潮流』(有斐閣・一九七六年)のような詳細な研究もあるのでここでは立ち回らないが、社会主義圏においてさへ、ルカーチの『理性の崩壊』をうけついでタムスト学派の Mihaly Vajda: Fascism as a mass movement, London 1976 のような研究が生まれてきていることに、注目すべきである。
- (4) Programm der K.I. ; Die Internationale Lage und die Aufgabe der K.I., in; Sechster Weltkongress der K. I., Thesen/Resolutionen/Programm/Statuten, Hamburg 1928, S. 13-43, 45-100. [「コミンテルン第六回大会」綱領]「国際情

勢と共産主義インターナショナルの任務」邦訳「コミンテルン・ドキュメント」第三巻・四一八頁以下。この段階での世界史認識としての「全般的危機」=「四大矛盾・三大革命勢力論」や国家資本主義論は、前項注(3)でのべたように、「万年危機論」や「中心主義」を生みだす理論枠組みで、再検討を必要とされるものであるが、ここでは、第七回大会のフランス認識を生み出す前提条件たりえたことのみを指摘しておく。

- (5) E. Varga: Wirtschaft und Wirtschaftspolitik im 2. Vierteljahr 1932, Inprekor, Nr. 65 1932, S. 64 ff.
- (6) G. Reimann: Das Hervortreten des Finanzkapitals unter der faschistischen Diktatur, in, Die Kommunistische Internationale, 5/1933, S. 729 ff.; Wilhelm Pieck: Wir kämpfen für ein Rätedeutschland (Bericht über die Tätigkeit der K.P.D. auf dem XIII. Plenum des EKKI/Dez. 1933), Moskau-Leningrad 1934, S. 22 ff.
- (7) XIII. These, in, XIII Plenum des EKKI, S. 7 [第一三回執委総会テーゼ、邦訳「コミンテルン・ドキュメント」第三巻・一七三頁。
- (8) Dimitroff Bericht, in, VII. Protokoll, S. 323 [「ドイツトロツ報告」邦訳「選集」第二巻・九四頁。
- (9) Ercoli (P. Togliatti): Die Aufgaben der K.I. angesichts der Vorbereitung eines neuen Weltkriegs durch die Imperialismus (以下、Ercoli Bericht), in, VII. Protokoll, S. 748-822 [「エルコリ(トリアツチ)報告」「帝国主義者による新たな戦争の準備と共産主義インターナショナルの任務」(一九三五年八月二日) 邦訳(山崎功記)『統一戦線の諸問題』・国民文庫・九三頁以下。
- (10) Dimitroff Bericht, in, VII. Protokoll, S. 323 [「ドイツトロツ報告」邦訳「選集」第二巻・九四頁。傍点、原文イタリッシュ。
- (11) Rede von Maurice Thorez, in, VII. Weltkongress der K.I., S. 213 [「コミンテルン第七回大会」トリス演説(一九三五年八月三日) 邦訳(坂井信義訳)『フランス人民戦線』五四頁。なお、Rundschau を編集した VII. Protokoll には、この部分が入っていない。
- (12) Dimitroff Bericht, in, VII. Protokoll, S. 349 [「ドイツトロツ報告」邦訳「選集」第二巻・一二四頁。
- (13) 「ドイツトロツ」の第七回大会報告要項(一九三四年七月一日)邦訳「選集」第二巻・八五頁。
- (14) Dimitroff Bericht, in, VII. Protokoll, S. 325 ff. [「ドイツトロツ報告」邦訳「選集」第二巻・九六頁以下。
- (15) Ebenda, S. 332 ff. [同右・一〇五頁以下]。フランスの政治的不安定性の第一の要因として、その他、政党抑圧の上

- に立つ「政治的独占」ソシアリズム政党の一元独裁をあげ、これが「階級のない社会」であるソ連邦の単一政党制と対照されてきていることに注意、次項注(25)参照。
- (16) デイミトロフの第七回大会日程第二項準備委員会への手紙(一九三四年七月一日) 邦訳『選集』第二巻・八二頁。
 - (17) Über die Aufgaben der Sektionen der K.I. im Zusammenhang mit der Vertiefung der Wirtschaftskrise und der Steigerung der Voraussetzungen der revolutionären Krise in einer Reihe von Ländern, Inprekor, Nr. 38 1931, S. 948 「コミンテルン第一回執委総会テーゼ「経済恐慌と一連の諸国における革命的危機の前提の餘りに関連した共産主義インターナショナル諸支部の任務について」(一九三一年四月) 邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第三巻・一五二頁。
 - (18) Über die Internationale Lage und die Aufgaben der Sektionen der K.I., Inprekor, Nr. 82 1932, S. 2631 「コミンテルン第二回執委総会テーゼ「国際情勢と共産主義インターナショナル諸支部の任務について」(一九三二年九月) 邦訳『コミンテルン・ドキュメント』第三巻・二〇八頁。
 - (19) D. Manuilski: Revolutionäre Krise, Faschismus und Krieg, Moskau-Leningrad 1934, S. 26.
 - (20) コミンテルン第七回大会議事日程第一項準備委員会の最初の会議(一九三四年六月一日)におけるマヌイルスキの発言 IML b. ZK d. KPdSU: Die K.I., Kurzer historischer Abriss, S. 433-434 [村田訳『コミンテルンの歴史』下巻・五九一六〇頁。
 - (21) コミンテルン執行委員会のフランス共産党中央委員会への手紙(一九三四年六月一日) Ebenda, S. 432 [同右・五八一五九頁。
 - (22) トレーズのフランス共産党中央委員会報告(一九三四年六月) 邦訳『トレーズ政治報告集』第一巻・未來社・一九五五年・六二頁。
 - (23) G. Dimitroff: Für die Einheit der Arbeiterklasse gegen den Faschismus (以下、Dimitroff Schlußwort), in, VII. Protokoll, S. 732-733 「デイミトロフ「ソシアリズムに反対する労働者階級の統一のために」(コミンテルン第七回大会の結語、一九三四年八月一三日)以下「デイミトロフ結語」 邦訳『選集』第二巻・一七三十一七四頁。
 - (24) Dimitroff Bericht, in, VII. Protokoll, S. 324-325, 368 「デイミトロフ報告、邦訳『選集』第二巻・九四一九五、一四六頁。脚点、原文イタリック。
 - (25) Rede von M. Thorez, in, VII. Weltkongreß der K.I., S. 213 [第七回大会トレーズ演説、邦訳『フランス人民戦線』

五三頁。

- (26) トレーズのフランス共産党中央委員会報告(一九三四年六月) 邦訳『フランス人民戦線』一六頁。
- (27) Rede von M. Thorez, a. a. O., S. 215-216 [第七回大会トレーズ演説、同右・五八一五九頁。
- (28) Rede von Walter, in, VII. Protokoll, S. 517.
- (29) Rede von Garlandi; Ercoli Bericht, in, VII. Protokoll, S. 645, 773.
- (30) Dimitroff Bericht, in, VII. Protokoll, S. 368 ff. 「デイミトロフ報告、邦訳『選集』第二巻・一四六頁以下。
- (31) Wilhelm Pieck: Rechenschaftsbericht über die Tätigkeit des E.K.K.I., in, VII. Protokoll, S. 41, 53, 60, ua. [コミンテルン第七回大会ヒーク報告「共産主義インターナショナル執行委員会の活動報告(一九三五年七月二六日) 邦訳(飯東宏訳)『統一戦線への歴史的転換』國民文庫・三五、五六、六七頁など。
- (32) Dimitroff Bericht, in, VII. Protokoll, S. 351 「デイミトロフ報告、邦訳『選集』第二巻・一二六頁。O. Kuusinen: Die Jugendbewegung und der Kampf gegen Faschismus und Kriegsgefahr, in, VII. Protokoll, S. 913.
- (33) Dimitroff Bericht, a. a. O., S. 347 ff. [同右・一一三頁以下。
- (34) Dimitroff Schlußwort, in, VII. Protokoll, S. 724 「デイミトロフ結語、同右・一六三頁。この民族的特殊性の問題は、一方で、ソシアリズムなど各国の資本主義とその国家形態の特殊性認識に関わり、他方で、その課題に対して闘うに際し、また、コミンテルン創立後十数年を経て独自に路線を確立し独自に自国人民の力に依拠して闘いうるまでに成長した、各国支部は各国共産党の発展段階に関連している。

前者については、レーニン存命中の第四回大会にはじめて提案されたコミンテルン綱領草案(フーリン起草)は、資本主義・帝國主義・共産主義の一般の特徴とプロレタリア革命、プロレタリア独裁の一般任務の提起に留まり(『Bucharin: Programm der K.I., Entwurf, Inprekor, Nr. 222 1922, S. 1581 ff.)、レーニンはこれに「経済構造の根本的差異」に応じた各国党の「過渡的要求のさまざまな基本的な歴史的な型」を示すよう批判し、綱領草案は継続討議となった(邦訳『レーニン全集』第四二巻・六〇一頁)。六年後によりよく採択された「コミンテルン綱領」は、「プロレタリアートの世界革命のための闘争と革命の基本的な型」として資本主義の発展段階に応じた革命の五類型(高度資本主義型、中位資本主義型、植民地・従属国型の非革命的三類型と中位のa、b型、超後進国型)を定めていたが(Protokoll, Sechster Weltkongress der K.I., Thesen/Resolution/Programm/Statuten, S. 79-80)、これも必ずしも各国

の象徴にかなったものではなかった(たとえば、日本における「三二年政治テーゼ草案」から「三二年テーゼ」への派生、「半植民地型」とされたメキシコについてペルドウコ「メキシコ共産党の歴史的経験の若干の問題」・『世界政治資料』三七七号)。ファシズムについても、第七回大会準備日程第一項準備委(一九三四年八月二〇—一九日)の「テーゼ第一次草案」には、ファシズムの四類型(全体的独裁、ファシスト的軍事独裁、僧侶ファシズム、議会主義残存型)が明記されていた(F. Lewerenz: Die Analyse des Faschismus durch die K.I., S. 133)が、それと併行した二ヶ国以上のファシズム分析にもとづいて(K.K. Schirinja/H. Schumacher: Der Kampf der internationalen Arbeiterbewegung gegen den Faschismus, BzG 1/1975)こうした類型化はタイムトロフ報告など第七回大会決定には採用されなかった。加藤前掲論文・二〇六—二〇七頁、参照。

それはかりではなく—後者の問題に関与するのだが—第七回大会では、第一項日程準備委で討議されてきた「世界情勢とコミンテルンの任務」と題するテーゼ草案(クインネン)起草、この存在についてはIMLとZKd KPDとKPSU: Die K.I., S. 43(村田訳『コミンテルンの歴史』下巻・六一頁)そのものが大会に提案されず、ビークが活動報告をするに留まり、第二項準備委でつくられたタイムトロフ報告が中心にすえられた。これは、「国際情勢と共産主義インターナショナルの任務」と題された第六回大会主テーゼ(一九二八年)から、同名の第二〇回執委総会(一九三二年)を経て、「経済恐慌の深化と……共産主義インターナショナル諸支部(Sektionen)の任務」(第二一回執委、三二年)、「国際情勢と……諸支部の任務」(第二二回執委、三二年)そして「ファシズム、戦争の危険と諸共産党(Parteien)の任務」(第二三回執委、三二年)と主テーゼの呼称が変遷してきたコミンテルンの組織内部での執行委員会(EKKI)と諸支部の間の関係の変化にも照応している。新しい情勢と、各国支部の経験の蓄積の中で、コミンテルン第六回大会規約第五条に規定された「民主主義的中央集権制」の組織原理(Protokoll, S. 101)は、少なくともこのEKKIと諸支部の間の関係(同第二九—三二条、Ebenda, S. 105—106)についてはその「運用」が改められ、第七回大会ビーク報告についての「すべての問題を決定するさいに、それぞれの国の具体的な条件から出発し、また原則として、各共産党の内部的な組織問題への「EKKIの」直接の介入をさけること」(VII. Protokoll, S. 98「ビーク報告に対する決議、一九三五年八月一日、邦訳(坂井・村田訳)『反ファシズム統一戦線』国民文庫・一八一頁)という決議において、事実上の規約改正(そして、実質的には「綱領」も随遷)が行なわれる。

今日の国際共産主義運動の中で、この第七回大会が—その直後にコミンテルンや各国共産党指導者への「簡潔」やポ-

ランド共産党の解放、独ソ不可侵条約時の「反ヒットラー宣伝中止」勧告など、スターリンとソ連邦共産党による「介入」が続いたにしても—いわゆる「自主独立の立場」「多様性の統一の思想」の起源として回顧されているゆえんである(John Gollan: Socialist Democracy—Some Problems, Marxism Today, Jan. 1976, pp. 25-30; Santiago Carrillo: Eurokommunismus und Staat, Hamburg/Westberlin 1977, S. 122ff.)。本項では、このことを前提としている。

三 統一戦線「人民戦線論とその社会主義国家像

右にみた「社会的、政治的および文化的反動としてのファシズム⁽¹⁾」についての認識の発展・深化は、統一戦線の理論をも新しい水準に導いた。それは、それまでの「戦術」と区別されて「政策」とよばれ⁽²⁾、「戦略」とは表現されないが、戦略的意義をもつものとなった⁽³⁾。

第一に、このファシズムの階級的性格づけの中から、「主要敵」と「中心問題」をその統一戦線論にくみこみ、この「主要敵」に客観的に対立するすべての人民諸階級・諸階層を統一戦線の社会的基盤とすることをめざし、「中心問題」をめぐってこれらの人民を具体的に組織してゆく。国際的な「主要敵」としてのファシズム諸国(特にドイツ)、国内における「主要敵」としての「巨家族」(フランス)や「ファシスト軍部」(日本)。これに客観的に対立する九割の人民を視野におく統一戦線論は、その中核が労働者階級の統一であるにしても、すでに「労働者統一戦線」の枠には留まりえず、人民戦線を論理的に前提とし、かつそれへの発展を目的意識的に志向するものとなる。「プロレタリアートの統一戦線と反ファシズム人民戦線とは、闘争の生きた弁証法によって結びついており、……両者はけっして万里の長城でべたべたされているものではない。」「その具体的組織化は、「中心問題」をめぐって展開される。「どの国にも現段階においてきわめて広範な大衆の心をゆさぶっている中心問題がある。統一戦線をめざす闘争は、そういう問題をめぐって展開されなければならない。そういう要点、中心問題をさぐりあてること—それが統一戦線の樹立を保障し促進するゆえんである。」

第四章 コミンテルン・反ファシズム闘争期の国家論

第二に、この統一戦線「人民戦線」は、自由と民主主義を擁護するばかりでなく、それを拡大してゆく。それは、まず、ブルジョア國家の形態性に着目する。「その国にどんな政治体制が存在しているか、民主的な権利と自由がきわめて制限されてはいても、ともかくブルジョア民主主義の形態をとったブルジョア国家か、それともファシズムの形態をとったそれかということは、われわれにとってどうでもよいことではない。」⁽⁹⁾ 一方で、労働者階級は、民主主義と自由の発展の担い手であったことが想起される。「すべての国のプロレタリアートが、ブルジョア民主主義的自由をたたかいたるために多くの血を流してきたのである。だから、かれらは当然にそれを維持するためたたかなければならない。」⁽¹⁰⁾ そして、労働者階級のまわりにも、人民諸階級・諸階層の民主主義運動が現に生じてきていることに注目する。「ファシズムに対する小ブルジョアの反対派は、基本的にファシストの独占資本に対する民主的反対派である。それは、すべてのファシズム諸国で不可避免的に民主主義的運動と要求の復活をもたらそうとする。このような運動は、民主主義的改良主義的であるが、しかしまた民主主義的革命的でもある。」⁽¹¹⁾

だが、とりわけ注目すべきは、デイミトロフが「われわれはソヴェト民主主義の支持者であるが、労働者階級が長年の頑強な闘争によつてかちとつてきた民主主義の成果を一步もゆずらずに守りぬき、また、その成果を拡大するために断固としてたたかう」と語る際に「ソヴェト民主主義」として表象されているものは、かつてレーニン存命の時代に「文化的後進性」のゆえに旧支配者の選挙権を制限し労働者と農民の権利を不平等にしなければならなかった「ロシア的特殊性」に規定された社会主義國家像とは異なり、それが事実としていかに強行軍的であつたとしてもネップから農業集団化、工業化、第一次五年計画を完遂した後の「勝利の大会」(ソ連邦共産党第七回大会、一九三四年一月)を経て、新憲法(いわゆる「スターリン憲法」)を作成しつつある段階での新しい「ソヴェト民主主義」像であることである。「資本主義諸国ではブルジョア民主主義の最後の一片までも根こそぎにされている時に、ソヴェト連邦では……普通平等直接秘密選挙の実施が宣言されている。……このソヴェト民主主義は……ますます発展してゆ

くだろう。」⁽¹²⁾ この「発展した民主主義の國家」「強力な社会主義國家」⁽¹³⁾ についてのマヌイルスキー報告は、「資本主義諸国共産党の反ファシズム闘争の強力な武器」として、労働者・農民・小ブルジョア市民・インテリゲンツィア・青年・婦人などすべての社会層に解放をもたらすソ連邦の「プロレタリア民主主義の拡大」の国際的意義を強調し、これを「真の人民民主主義」として特徴づけた。⁽¹⁴⁾ ブルジョア民主主義を擁護してたたかう統一戦線「人民戦線」は、この「人民民主主義」へいたる過程で再把握される。⁽¹⁵⁾

第三に、統一戦線の具体的内容と形態は、全人民に対する全面的な政策をつくり、当面一致できる諸要求について反ファシズム諸政党・諸団体との行動協定を結び、「超党派の階級的統一戦線組織」を作って未組織動労大衆をも共同行動に引き入れることである。⁽¹⁶⁾ フランスでは、「ファシズムに反対する統一戦線と人民戦線の結成におけるわれわれの成功の出発点は、動労大衆の当面の諸要求に注意を集中し彼らの日常的利益を擁護することであつた。」「労働者階級の利益と矛盾しないものでありさえすれば、共産党に敬意をもつ組織の要求でさえとりあけることをちゅうちよしなかつた。」⁽¹⁷⁾ 國政の転換を待つことなく、イタリなど民主的自治体でこうした政策を実行に移し、財源は「金持に支払わせる」という累進課税方式をとり、共産党は「國の弁護士」とさえよばれるようになった。⁽¹⁸⁾ 要するに、現実の行動で「その國のすべての動労者に關係するあらゆる問題を解決する任務が労働者階級とその前衛に属していることを示さなければならない。」⁽¹⁹⁾ 統一戦線の基本的パートナーは「左翼社会主義の労働者・役員・諸組織」であるが、その実現形態はより幅広く多種多様であり、企業・生産部門ごとに、地域・地方・一國的規模で、問題別・戦線別で等々、反ファシズム政党や労働組合ばかりでなく、文化・スポーツ・宗教団体をも視野に入れ、短期または長期の行動協定にもとづく具体的な「行動の統一」をつみあげ組みあわせることである。⁽²⁰⁾ 諸政党・団体による統一戦線組織のもとに、選挙制の超党派機關を各地域・各戦線につくり、膨大な未組織動労大衆を統一戦線運動にくみ入れ、「大衆が創意を発展させるのを助け、……広範な労働者活動家集團の形成をうながす。」⁽²¹⁾ 選挙での共同綱領と共同候

第四章
コミンテルン・反ファシズム闘争期の國家論

補者名簿を含む、あらゆる共同闘争の形態が創意的に展開されなければならない。⁽¹⁸⁾

このような闘争は、第四に、労働者階級と共産党の「ヘゲモニー」をも新たな形態で貫徹することを要求する。フランスの拾頭のもとで「いまやこの巨大な大衆がますます動きたし政治生活に引き入れられ政治の舞台へ登場するようになる」「われわれは鋒先を逆にむけて、勤労市民、手工業者、勤労インテリゲンツィアに真の危険はどこから彼らに迫ってくるかを示さなければならない。……闘争の過程で、労働者階級の諸要求と彼らの諸要求とを結びつけなければならない。そのさい、「勤労大衆と都市小ブルジョア」の基本的な大衆が相当数加入している団体や政党に対して正しい態度をとることが非常に大切である。」「すべての社会民主党の内部で分化の過程が進行している」が、「統一戦線に対する態度の問題は、社会民主党の反動的部分とその革命化しつつある層の間の分水界をなす」、社会民主主義者の要求でも労働者・勤労人民の利益になつたものはこれを支持し、実際の共同行動でこれを実現してゆく。労働組合の自主性を尊重し、共産青年同盟を「青年共産党」とみなすような大衆諸組織と政党の混同は厳にいましめなければならない。「われわれ共産主義者が統一戦線を打ちたてるために全力を尽くすのは、共産党に新しい党員を獲得するという狭い意見からするのではない。……労働者階級の闘争における共産党の指導的役割は、ただかいたらなければならない。」⁽¹⁹⁾

第五に、統一戦線＝人民戦線の具体的展開は、各国の「主要敵」と「中心問題」の歴史的民族的特殊性に応じて異なつた形態をとるが、一定の「政治的危機」の存在と変革主体の成熟を条件として、「プロレタリア革命への移行あるいは接近の形態」として自覚化された、統一戦線政府・人民戦線政府の問題が提起される。なぜなら統一戦線は、「フランスムに対する防衛に成功するだけでなく反攻にも成功する力を労働者階級に与える強力な武器」であり、広い社会的基盤をもち、「全勤労人民の利益」を代表し、勤労大衆の政治参加を保障しうる形態であるからである。政府形成の前提条件（政治的危機）は、①ブルジョア国家機関の解体・麻痺、②勤労大衆の反フランス行動が現存し

それがソヴェト権力のための蜂起の用意にまで至っていないこと、③統一戦線組織内で、反共主義が克服され、「反革命的な金融界の巨頭とその手先であるフアシスト」への断固たる規制、共産党や労働者階級の大衆諸組織の活動の自由、について合意されていること、などである。共産主義者の政府参加は、「具体的な情勢に応じてそれぞれの場合に決定される。」この政府は、プロレタリア~~独裁~~でも「民主主義的の中間段階」でもないが、「一連の国々で最も重要な移行形態の一つとなるであろう」とし、「ブルジョア民主主義革命が発展しつつある国々では……労働者階級と農民の民主主義的ディクタトーラの政府となるであろう。」そして、「広範な勤労大衆自身の政治的経験」をつうじて、「ソヴェト権力」に到達するであろう、とされた。⁽²⁰⁾

ここで提起された統一戦線＝人民戦線の政府形態論は、なお「政治的危機」の条件下に限定され、反独占民主主義革命など「民主主義的の中間段階」は否定され、あくまで「ソヴェト形態でのプロレタリア~~独裁~~」を目標としている。また、その「ソヴェト形態」は、「人民民主主義」として把握されるにいたつたとはいえ、なお単一政党制などロシア型のシステムとして想定されている。これらは、フランスムと戦争の切迫のもとで、「平和的移行」の可能性は考えられず、またロシア革命以外の勝利した革命の経験をもたない国際共産主義運動の歴史的発展段階を理論的に反映したものであつたが、同時にすでに、ソヴェト型とは異なる歴史的段階と変革主体の成熟のもとでの、「高度な型の民主主義の実現」「社会主義への最も犠牲の少ない移行」の形態として自覚されてきている。統一戦線＝人民戦線はこれにむけての新しい人民大衆の組織・運動形態＝政治参加の形態として構想されるようになる。

さらにそれが――二〇年代初頭とは異なり――フランス、スペイン等で現実の成果を生み、第二次世界戦争を経て一連の人民民主主義革命を勝利させてゆくという政治的経験をもつことにより、ソヴェト型とは明確に区別される世界的な内容と意義を獲得してゆく。今日、「人民民主主義型」と規定される戦後社会主義国家の新しい形態も、この統一戦線＝人民戦線論の系譜から生まれたものであり、また、「先進国革命論」や「エトロコミニズム」とよば

れ、現存するソヴェト型、人民民主主義型の諸国家の社会主義的民主主義の歴史的制限に明確な批判を加え、社会主義のもとでの複教政党制、政権交代制、言論・出版・思想表現の自由などを含む新しい多元主義的社会主義国家像を提起しつつある理論も、このコミンテルン第七回大会の構想を、ひとつの重要な出発点としている。

資本主義国家の変革の理論が、現存する社会主義国家の具体的なあり方によって規定され、しかも、人民の民主主義運動の巨大な発展が、現存する社会主義国家の民主主義の水準への到達を前提とし、さらにそれをも超えた社会主義的民主主義のシステムを展望することが可能になる、マルクス主義國家論における新しい一時代が、コミンテルンの活動を通して、はじまったのである。

- (1) デイミトロフの第七回大会報告準備事項(一九三四年七月一日、『選集』第二巻・八五頁)。
- (2) 第七回大会で統一戦線論を再建するにあたって、コミンテルンは、まずソヴィエト的な Manöver の表現を避け、さらに当初 Haupt としていたものを Mittel という表現に変え、セクト主義的解釈の余地を残さぬように努めたという(A. Reisberg: An den Quellen der Einheitsfrontpolitik, Bd. 1, S. 333)。デイミトロフに即していえば、「政策転換」の始点である一九三四年七月段階では、「われわれの諸党の最大の弱点はまさに戦術的分野にある」(『選集』第二巻・八七頁)としていたが、第七回大会報告では、ほとんど政策または運動と表現するようになる。
- (3) その戦略的意義の基盤は、①「労働者統一戦線」から「人民戦線」への社会的基盤の拡大、②民主主義の「防衛」から「拡大」への攻勢的内容、③政府形態論との自覚的結合、などであろう(「トリアンティ(石叢訳)」「共産主義インタナショナルの歴史にかんするいくつかの問題」・青木文庫『コミンテルン史論』一五八頁、レイアソン・シリニヤ(石叢訳)『現代革命の理論』二二頁、影山日出弥『国家イデオロギイ論』三〇四頁)。
- (4) 「主要敵」については中林賢二郎『労働運動と統一戦線』一八六頁以下。「中心概念」については、Dimitroff Bericht, in, VII. Protokoll, S. 343 ff. 邦訳『選集』第二巻・一七頁以下。Kuusinen Bericht, Ebenda, S. 915. なお、加藤前掲論文・二〇八頁。
- (5) Dimitroff Schlußwort, in, VII. Protokoll, S. 726—727 (『デイミトロフ結語』邦訳『選集』第二巻・一六六頁)。傍点、原文イタリック。

- (6) Dimitroff Bericht, in, VII. Protokoll, S. 343 (『デイミトロフ報告』同右・一七頁)。傍点、原文イタリック。
- (7) Dimitroff Schlußwort, in, VII. Protokoll, S. 732 ff. (以上『デイミトロフ結語』同右・一七三頁以下)。
- (8) トイツ・レーム事件(一九三四年六月三〇日)直後のコミンテルンの分析、F. Lewerenz: Die Analyse des Faschismus durch die K.I., S. 112.
- (9) Dimitroff Schlußwort, in, VII. Protokoll, S. 732—733 (以上『デイミトロフ結語』邦訳『選集』第二巻・一七三頁)。傍点、原文イタリック。
- (10) Der Sieg des Sozialismus in der Sowjetunion und seine weltgeschichtliche Bedeutung, in, VII. Protokoll, S. 1007 (『コミンテルン第七回大会マヌイルスキー報告に対する決議「ソ連邦における社会主義の勝利とその世界的意義」(一九三五年八月二〇日)』邦訳『反ファシズム統一戦線』国民文庫・二二八—二三〇頁)。
- (11) D.S. Manuilski: Die Ergebnisse des sozialistischen Aufbaus in der Sowjetunion(17. Aug. 1935), in, VII. Protokoll, S. 959 ff. 傍点、原文イタリック。コミンテルン第七回大会でのマヌイルスキーの役割については、あまり注目されることがないが、彼はこの大会でエンゲルス没後四〇周年記念演説を行ない(Manuilski: Engels im Kampf für den revolutionären Marxismus, 5. Aug. 1935, in, VII. Protokoll, S. 482—505)。マルクス主義のエンゲルス・レーニン・スターリンの段階的「発展」をのべ(S. 582 ff.)。右の八月一七日の報告では、ソ連邦の「新しい発展段階」のもとで、資本主義諸国の各国共産党が、ソ連邦の「真の人民民主主義」(echte Volksdemokratie) の姿を各国人民に紹介し、ファシズムの民主主義偽像に対抗し、民主主義と自由、「全労働人民の利益」のための統一戦線にむけてたたかうべきだと訴えた(S. 960)。この時点での「人民民主主義」概念は、たとえばベンチウカーニスの「わがプロレタリア国家の全人民的国家への転化」という第七回ソヴェト大会でのソ連邦新憲法起草決定(三五年二月)後の認識と軌を一にする(藤田勇『ソヴェト法理論研究』・岩波書店一九六八年・四一四—四一六頁、参照)。ただし、マヌイルスキーは、大会直後のソ連国内での報告では、スターリンの社会民主主義「ファシズムの双生児」「ブルジョアシーの支柱」とする規定は第七回大会決定と矛盾するものではない、などと「弁明」もしている(D. Manuilski: Die Ergebnisse des VII. Weltkongresses der K.I. (Sept 1935), Moskau/Leningrad 1935, S. 18)。コミンテルンの「政策転換」が、スターリンとソ連邦共産党の承認なしにはありえなかったにしても、その積極的全面的支持とイニシアティブによるものではなかったことの一証左であろう。「政策転換」についてのいわゆる「スターリン主導」説、「ソヴェト外交政策主導」説は、とりえない。

- (12) このソヴェト「人民民主主義」の認識は、あくまで当時のソ連社会を「社会主義社会の完成」とするソ連邦共産党とコミンテルンの「自己認識」にすぎないが、これが「敢いをもたらずのはただソヴェト権力のみ」(ディミトロフ)として反フランス統一戦線・人民戦線の到達目標たる形態(社会主義国家像)とされるとき、それへの移行形態も、必ずしも旧支配者の選挙権は奪や労働者・農民の権利不平等をとまわらない——したがってロシアの道とは異なる——、より民主主義的な過程として再把握される可能性をもつ。事実、翌年のスペイン共和国と人民戦線政府樹立にあたって、ディミトロフはこれを「真の人民民主主義をもつ特殊な国家」「現段階における労働者と農民の民主主義的イデオロギイの特殊な形態」と規定し(スペイン問題について)(一九三六年九月一八日、『選集』第二巻・二三四—二三五頁)、トリアツティも「新しい民主主義共和国」「新しい型の民主主義」と把握した(スペイン革命の特殊性)(一九三六年二月、『統一戦線の諸問題』国民文庫・六二—六三頁)。しかし、ソ連邦自体の歴史過程は、この大会以後「スターリン遺毒」の最盛期に入り、その「人民民主主義」とする「自己規定」と現実との矛盾を露呈するという「歴史の逆説」を示すことになる。
- (13) Dimitroff Bericht, in, VII. Protokoll, S. 339 ff. (ディミトロフ報告、邦訳『選集』第二巻・一一三頁以下)。
- (14) Rede von Fabrez, in VII. Weltkongreß der K. I., S. 211 ff. (トリエス演説、邦訳『フランス人民戦線』国民文庫・五〇頁以下)。
- (15) Ercoli Bericht, in, VII. Protokoll, S. 792 (エルコリ(トリアツティ)報告、邦訳『統一戦線の諸問題』国民文庫・一七五頁)。
- (16) Dimitroff Bericht, in, VII. Protokoll, S. 341 (ディミトロフ報告、邦訳『選集』第二巻・一一四—一一五頁)。
- (17) Ebenda, S. 341-342 (同右・一一五—一一六頁)。
- (18) Dimitroff Schlußwort, in, VII. Protokoll, S. 730 (ディミトロフ結語、同右・一七一頁。傍点は引用者)。
- (19) これらの点は、「社会フランスム」論期の「統一戦線」マヌーヴァー、「革命的」労働組合「共産主義の学校」論等の克服として重要である。アディベロン(梅田義代子訳)『プロインテルン小史』国民文庫、参照。同時に、社会主義権力のもとでの労働組合や青年同盟をそのシステムの「伝播装置」とみなすスターリン的「ベルト理論」克服の方向性をもはらんでいる。
- (20) Dimitroff Bericht, in, VII. Protokoll, S. 372-373 (ディミトロフ報告、邦訳『選集』第二巻・一五一—一五二頁)。傍点は引用者。

- (21) Dimitroff Bericht : Schlußwort, in, VII. Protokoll, S. 363 ff, 731 ff. 同右、一四〇頁以下、一七一頁以下。傍点、原文イタリック。
- (22) ここでの問題は、「政治的危機」という「特殊な前提条件」のみが統一戦線政府を可能にするとするディミトロフ報告の歴史的限界(不破哲三「社会主義への民主主義的な道」、『現代マルクス主義』第三巻・大月書店・一九五八年・一六一頁・参照)なのであるが、視角をかえて、コミンテルンにおける「危機」論史としてみると、「全般的危機」＝「四大矛盾・三大革命勢力論」、特にソ連邦の存在と「革命的危機」「革命的高潮」「政治的危機」等とを短絡的に結びつける傾向(第一回執委総会のマヌイルスキー報告参照)や、レーニン『第二インターナショナルの崩壊』等の文献解釈に終始しがらった傾向を克服し、「統一戦線政府」という特定の問題についての特殊な危機論として展開されている点で、方法論的前進を含んでいる。
- (23) Dimitroff Bericht, in, VII. Protokoll, S. 367 (同右・一四四頁)。ここでは、前節でみた初期コミンテルンの理論への批判的言及もおこなわれているが、国家の本質論・形態論、~~イデオロギイ論~~、政府形態論等の論理的区別が明瞭ではなく、むしろ、大会には出席していないスターリンに対しての「弁明」とささげたりする。また、ここで「民主主義的中间段階」として否定されているものは、「ブルジョアシーの~~革命~~」からプロレタリアートの~~革命~~への議会を通しての平和な散歩という幻想」とのべられているように、議会形態での移行、平和的形態での移行という論理次元の問題まで含まれている。
- (24) Ebenda, S. 376 (同右・一五五頁)。しかもこれが、「民主主義的中央集権制」の組織原則の承認などとともに「単一の大衆的政党」結成＝社会民主主義政党との組織合同の条件とされていることに注意。
- (25) 前節四の注(25)でもふれたように、この時期には、社会主義のもとでの複数政党の存在は否定され、「ソ連邦には数個の党の存在する地盤はないし、したがって、これらの党の自由のための地盤はない」(スターリン「ソヴェト連邦憲法草案について」一九三三年二月二五日、邦訳『レーニン主義の諸問題』下巻・大月書店・一九五三年・七四〇頁)とする認識が支配的であり、第七回大会のマヌイルスキー報告も、ソ連邦では「いつわりの議会制民主主義の複数政党システムは必要としない」とのべていた(VII. Protokoll, S. 946)。ディミトロフ報告は、こうした認識にもとづいて、フランスムの「政治的独占」＝一党独裁とその不安定性についてのべるさい、ソ連邦の単一政党制は「幾百万労働者の利益」にそつているから不安定ではない、とわざわざ説明したのであるが(VII. Protokoll, S. 333. 邦訳一〇五頁)、他方で、統一戦線政府

についてのべるさいには、ソヴェト政権初期のエス・エル左派とのブロック政権の例をあげ、「どこかの国で、ブルジョア
ジーが革命的に打倒された直後に、非産党と革命に参加した特定の党（またはその左翼）との政府ブロックを基礎としてソ
ヴェト政府がつくられることもありえないことはない」（VII. Prolegom., p. 333 邦訳一四〇頁）とし、これを「十月革
命勝利後の最初のソヴェト政府の特殊性」とした。

しかし、「目標」としての単一政党制ソヴェトと、「移行形態」にいたる多数政党の共同による統一戦線・人民戦線との
間の関係はなお不明瞭であり、デイミトロフはこれを、「労働者階級の政治的統一、その単一の大衆的政党」の創設、すな
わち政党合同の形態で解決しようとしたものと思われる（Eggen, p. 333 邦訳一五四頁以下）。歴史の現実、その後
の人民民主主義革命の過程で、政党合同の形態（たとえば、ドイツ東部における共産党と社会民主党の合同）があつたとし
ても、プロレタリア独裁のシステムの中での多数政党制が長期にわたって存続しうることを示した。今日で
は、デイミトロフが「特殊」として把握した初期ソヴェト政権の多数政党システムこそむしろ一般のであり、内戦・干渉戦
争により余儀なくされた単一政党制の方が「特殊」だつたとする見解が支配的になってきている。

この問題については、ツァーリ専制下で政党政治による階級闘争の経験が浅く、共産主義政党から社会民主主義政党が分
離（メンシエヴィキ）して革命に直面したロシアと、数世紀にわたる政党政治の伝統をもち、共産主義政党がコミンテルン
創立にあたって社会民主主義政党から分離・形成された西欧諸国の政治的文化的伝統「慣習の力」のちがひ、「平和的移
行」を可能にする世界的な関係の変化、単一政党であっても共産党内で最大限の民主主義を実現しようとしたレーニン
と、スターリンの「一枚岩」的「民主主義的中央集権制」把握「前衛組織理論」のちがひ、さらに一階級一政党論の成立過程
の問題など、歴史的にも論理的にも、「国家」政党「人民大衆」の関係についてのより広範な研究が必要とされる。

（加藤 哲郎）

第三節 グラムシの国家・法認識

はじめに

アントニオ・グラムシ（一八九一—一九三七）の国家観は、すでに広く知られているとおり、「国家イコール政治社
会プラス市民社会、すなわち、強制の鎖をつけたヘゲモニー」といふ、『獄中ノート』の定式に表現されている。こ
の場合、ヘゲモニーとは、支配階級の利害に照応する世界観・価値観を普及して社会全体をこれに「順応させ」、一
つの知的道徳的統一性を拡大しこれを不断に維持調整する活動を意味している。このために支配階級は、「文明」近
代的市民の生活表現「引用者」や市民の（したがって共同生活や個人的諸関係の）ある型を生みだし維持しようとし、ある
慣習や態度を消滅させ別の慣習や態度を普及しようとする」が、この道具となるものが、グラムシによれば、法には
かならない。法はヘゲモニーの概念と不可分である。法は、「国家によって展開される文明形成という実際の活動全
体の抑圧的消極的側面」であると規定される。ここで抑圧的消極的といわれるのは、ヘゲモニー形成における学校等
の肯定的積極的な教育機能と並列・対照されるためである。したがってグラムシによれば、法の一般的作用は、いわ
ゆる純国家的な活動、政府活動よりも広範に、道徳や慣習をよむ市民生活全般を指導する活動にまで拡大されて理
解される。

しかしながら、今世紀マルクス主義思潮の系譜のなかできわだった特徴をもつこの国家観・法律観の厳密な意義を
確定することは、依然として研究上の課題である。『獄中ノート』原文の推敲の跡を再現した一九七五年六月の新
版刊行は、国際的な規模でのグラムシ研究に新たな画期をもたらしたが、その消化と摂取は始まったばかりで、蓄積
を増しつつある研究の到達点も不断に推移をつづけている。ここでは、彼の獄中における国家・法認識の固有性を形

第四章 コミンテルン・反ファシズム闘争期の国家論